
出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

17番	羽川喜富君
-----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆき江君
町民課長	鈴木真由美君
生活安全課長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	嶋正美君

上下水道課長	名取仁志君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教育総務課長	鈴木久仁子君
生涯学習課長	大谷浩貴君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事務局長	庄司英夫君
主 幹	大枝大将君
主任主査	姉崎裕子君
主 事	武井涉君

議 事 日 程 (第2日)

令和2年9月2日(水曜日) 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 6号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 7号 継続費精算報告書について
- 第 4 報告第 8号 利府町水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 5 報告第 9号 健全化判断比率等について
- 第 6 報告第10号 放棄した債権の報告について
- 第 7 議案第46号 高齢者の医療の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第47号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第48号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例

- 第10 議案第49号 利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第50号 利府町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第51号 令和2年度利府町一般会計補正予算
- 第13 議案第52号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第53号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第54号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第55号 令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第17 議案第56号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算
- 第18 議案第57号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第19 議案第58号 財産の取得について
- 第20 議案第59号 財産の取得について
- 第21 議案第60号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第61号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第23 議案第62号 令和元年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第24 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和2年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番今野隆之君、2番渡邊博恵君を指名します。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可いたします。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（吉岡伸二郎君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、7月31日、議会だより第178号を発行しております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、6月1日、宮城県町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、私が出席しております。

7月28日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会会議が自治会館で開催され、私が出席しております。

8月5日、宮城県町村議会議員研修会が中新田文化会館（バッハホール）で開催され、私、議員5名、事務局長が出席しております。

8月19日、宮城黒川地方町村議会議長会正副議長並びに事務局長合同研修会が宮城県自治会館で開催され、私、事務局長が出席しております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては、配付の議長諸般報告のとおりですので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には町長より報告が5件、認定が7件、議案が17件提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で、私からの諸般報告を終わります。

続いて、町長の行政報告があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

9月に入りまして、残暑がようやく衰えを見せ始めてまいりましたが、令和2年9月定例会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様には御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃から町政の運営に御支援をいただき、この場をお借りし、改めて感謝、御礼を申し上げます。

初めに、先週、ふるさと応援寄附金の返礼品として一日町長体験プランを選んでいただいた方に御来町いただき、一日町長を体験していただきました。当日は、行政運営への情報通信技術の活用に関する講演のほか、梨園や文化交流センターなど町内施設を視察、また夜は沢乙温泉に宿泊していただき、利府町をPRすることができました。相手方からは新型コロナウイルス感染症対策として、防護服105枚の寄贈を受け、お帰りの際には利府町のおもてなしにより非常に楽しい時間を過ごすことができ、満喫することができました。また来年楽しみにしていますとの言葉をいただきました。

それでは、9月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、いまだ世界各国で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症関連についてでございますが、全国に拡大して発出された緊急事態宣言が5月25日に解除され、一時的には落ち着きを見せたと思われたものの、その後、また徐々に感染者数が増え始め、多いときには全国で1日の感染者が1,500人を超えるなど、第2波の到来と言われている状況にあります。

こうした中、本町においては、町民の皆様命と暮らしを守ることを第一に、様々な感染拡大防止に向けた取組を継続して進めているところでありますが、国民1人当たり一律10万円を給付する特別定額給付金事業につきましては、8月7日をもって申請の受付を締め切り最終的には支給率は99.9%でございました。そのほかの支援事業としては、ひとり親家庭の皆様を対象に、食品等を詰め合わせた「リーフちゃんきずなボックス」を配付したほか、現場の最前線で尽力をいただいている町内医療機関及び高齢者の方々を対象に、マスクの配布を行いました。

また、小・中学校等に通学する町内の児童生徒の皆さんに対し、図書カードを配布して、家庭学習の支援を行ったほか、町内の幼稚園や保育所等の予防対策を強化するため、非接触型体温計や消毒液、空気清浄機を各施設に配付したところであります。

このような支援策に対して、町民の皆様から感謝の言葉をお寄せいただいたことから、町といたしましても一日も早く町民の皆様が安心して生活できるようより一層の支援に取り組んでまいりたいと気持ちを新たにいたしましたところであります。

一方で、長引く外出自粛要請等により、飲食店や観光関連事業者をはじめ、経営難の危機を迎えている事業者が多く出始め、経済への影響がさらに大きくなっています。このことから、感染拡大防止対策と並行して、経済の活性化を図る抜本的な取組が喫緊の課題となっております。

こうしたことから、本町においては、国の地方創生臨時交付金を活用し、臨時休業や営業時間の短縮等に全面的に協力した事業者に対する協力金や、前年に比べて売上げが減収した月がある小規模事業者に対する事業継続支援金等の対象範囲を拡大し、加え町内飲食店サービス業応援クーポン券支給事業として、町内の全世帯に町内の理容店や飲食店等で利用できるクーポン券を配布するなど、事業者の事業継続と消費喚起による経済の活性化の両面から支援を行っているところでございます。

今後も町民の皆様の感染予防対策と、地域経済の回復に向けて支援を積極的に実施してまいりたいと考えております。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の流行がいまだ予断を許さない状況であることから、的確な情報発信に努めるとともに、町民の皆様が安心して生活できる新しい日常と地域経済の活力の双方を一日も早く取り戻すことができるよう新型コロナウイルス感染症の終息に向け、より一層全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災に関してですが、7月28日に総合体育館を会場に、コロナ禍における台風発生による大雨や土砂災害を想定した避難所開設運営訓練を実施いたしました。職員約80名が参加し、新型コロナウイルス感染防止対策として、ソーシャルディスタンスを徹底した避難所の設営や入り口での体調確認、体調不良者の専用スペースへの誘導など、試行的な訓練を行いました。今後地域住民の方々のお力添えをいただき、町と地域の連携による避難所開設・運営訓練を実施し、さらなる防災体制の強化を図ってまいります。

続いて、文化交流センターの整備に関してですが、建築工事につきましては、外壁材の設置が7月から開始されるなど、順調に進捗しております。また、5月に選定した指定管理者の優先候補者との協議がおおむね完了したことから、本定例会において指定管理者の指定について提案しております。

さらに6月に募集しておりました文化交流センターの愛称については、全国各地から612件の応募があり、愛称等検討委員会で検討を進めております。引き続き、本町の豊かな文化を育む交流拠点となるよう、町民の皆様の機運醸成を図りながら整備を推進してまいります。

次に、広聴事業に関してですが、次世代を担う子供たちに行政や議会への関心を深め、より

町のことを知ってもらうため、8月7日に町内の小学校5・6年生を対象に「こちら町長室」を実施いたしました。町についての説明をしながら、役場庁舎や議会のほか、建築中の文化交流センターの見学を行いました。例年と比べて短い夏休みだった児童たちにとってよい思い出づくりの機会となったことと思っております。

続いて、行政サービスの一環として、新型コロナウイルス感染症対策及び窓口受付の効率化を図るため、8月3日から町民課戸籍住民班の窓口番号発券機システムを設置しました。また、待ち時間を利用して行政情報や地域情報などの配信ができる液晶ディスプレイを設置いたしました。

最後に、産業・観光振興に関してですが、本町出身の女子プロレスラーである藤本つかささんを7人目の新たな観光大使と任命いたしました。藤本さんは、プロレスラーや女優として活躍する傍ら東日本大震災後は自ら中心となって被災地を回るキャラバンを主催し、復興活動を行うなど、幅広く活動されており、本町のさらなる魅力発信に貢献いただけるものと期待しております。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については、別紙のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 2 報告第 6号から

日程第 23 議案第 62号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、報告第6号専決処分の報告についてから日程第23、議案第62号令和元年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告5件、議案17件について順次御説明申し上げます。

初めに、報告第6号専決処分の報告についてでございますが、今年の7月14日午前11時30分頃、保健福祉センター駐車場において、職員が公用車の助手席から荷下ろしをしようとした際、隣に駐車していた車両に公用車のドアを接触させ、相手方車両に損傷を与えた事故について、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、この損害賠償については全国自治協会の自動車損害共済事業により全額補償されることとなっております。

次に、報告第7号継続費精算報告書についてでございますが、継続費について設定しておりました須賀地区漁業集落防災機能強化促進事業及び利府小学校校舎建て替え事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号水道事業会計継続費精算報告書についてでございますが、継続費として設定しておりました利府浄水場監視制御設備等更新事業が完了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第9号健全化判断比率等についてでございますが、本町の令和元年度の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により別冊の監査委員の意見をつけて報告するものであります。

内容といたしましては、一般会計、各種特別会計、企業会計とも別紙に記載のとおり実質赤字、連結実質赤字、資金不足の比率は発生しませんでした。

また、前年度と比較して、将来負担比率の数値が増加したものの実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な段階で推移している状況であります。

次に、報告第10号放棄した債権の報告についてでございますが、水道料金について、利府町私債権管理条例第12条の規定により、債権を放棄したので、同条例第13条の規定により報告するものであります。

内容としましては、平成9年度から平成29年度までの債権のうち200件、119万6,158円を債務者が行方不明等の理由により放棄したものであります。

次に、議案第46号高齢者の医療の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例でございますが、租税特別措置法の一部が改正され、延滞金の算出に用いる割合が引き下げられたことから条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、議案第47号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、家庭的保育等を利用していた乳幼児の卒園に際し、事業所において連携施設を確保しなければならない規定の緩和や居宅訪問型保育事業者の提供する保育の範囲拡大が行われたことから、条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、議案第48号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されることから、引用している条項について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に中核市が追加されることから条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、議案第50号利府町漁業管理条例の一部を改正する条例でございますが、漁業法等の一部を改正する等の法律の一部施行に伴い、漁業法の一部が改正されることから、引用している条項について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号令和2年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に9,233万円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億2,919万9,000円とするものであります。第2条の債務負担行為の補正につきましては、総合情報システム賃貸借事業及び沢乙北公園テニスコート人工芝賃貸借事業を追加するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、都市再生整備計画事業及び道路整備事業の限度額を増額変更するものであります。

そのほかの補正予算の詳細につきましては、財務課長から補足説明させるので、よろしくお願ひします。

次に、議案第52号令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に350万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,101万2,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては、財源調整として572万2,000円を減額するものであります。

第7款繰越金につきましては、令和元年度の決算により922万5,000円を増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款総務費につきましては、人件費の調整により46万7,000円を増額するものであります。

8款諸支出金につきましては、令和元年度一般会計繰入金の精算により303万6,000円を増額

するものであります。

次に、議案第53号令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に4,157万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億252万6,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、7款繰入金につきましては、令和元年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金に充てるため、1,175万1,000円を増額するものであります。

8款繰越金につきましては、令和元年度の決算により2,087万5,000円を増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものでございますが、7款諸支出金につきましては、令和元年度負担金等の精算に伴う国、県社会保険診療報酬支払基金への返還金の追加と令和元年度一般会計繰入金の精算などにより4,156万7,000円を増額するものであります。

次に、議案第54号令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に592万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億702万5,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、4款繰越金につきましては、令和元年度決算により581万6,000円を増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和元年度分保険料の確定などにより531万9,000円を増額するものであります。

3款諸支出金につきましては、令和元年度一般会計繰入金の精算などにより61万円を増額するものであります。

次に、議案第55号令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に52万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,134万9,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の4款繰越金につきましては、令和元年度の決算により52万6,000円を増額するものであります。

3 ページを御覧ください。

歳出の2款基金積立金につきましては、町営霊園等管理運営基金予算積立金として52万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第56号令和2年度利府町水道事業会計補正予算についてでございますが、第2条収益的収入及び支出の補正の収入につきましては、人件費の調整等により一般会計からの繰入金金を27万8,000円減額し、支出につきましては利府配水池の緊急遮断弁点検業務の追加や、人件費の調整等により321万3,000円を減額するものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正の収入につきましては、人件費の調整等により一般会計からの繰入金を18万円減額し、支出につきましては、赤沼字細谷地内の送水管更新に係る実施設計業務の追加や人件費の調整等により、1,479万4,000円を増額するものであります。

次に、議案第57号令和2年度利府町下水道事業会計補正予算についてでございますが、第2条収益的支出の補正、第3条資本的支出の補正ともに、人件費の調整によりそれぞれ補正するものであります。

第4条特例的収入及び支出の補正につきましては、令和2年度の企業会計において処理することとしている令和元年度下水道特別会計における未収金及び未払金の額が確定したことからそれぞれその額について補正するものであります。

次に、議案第58号財産の取得についてでございますが、本事業は、利府町消防団第2分団に、配備している小型動力ポンプ積載車の老朽化が著しいことから新たに取得し配備するものであります。

主な内容といたしましては、小型動力ポンプの積載装置等を搭載した車両を購入するものであります。

なお、本事業の契約に際しましては、指名競争入札を執行し、落札者を決定しております。

次に、議案第59号財産の取得についてでございますが、本事業は、来年7月に開館を予定している文化交流センターの多目的ホールに設置するグランドピアノを新たに取得するものであります。

主な内容といたしましては、ホールの規模に合わせたコンサートグランドピアノ1台と専用の椅子2脚、その他の附属品を購入するものであります。

なお、本事業の契約に際しましては、指名競争入札を執行し、落札者を決定しております。

次に、議案第60号指定管理者の指定についてでございますが、来年の4月1日から5年間、共同企業体利府みらいクリエイティブを利府町文化交流センターの指定管理者として指定した

いので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号利府町教育委員会委員の任命についてでございますが、委員4名のうち、今月の30日で任期満了となります村松淳司氏を引き続き任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第62号令和元年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度に生じた未処分利益剰余金3億4,437万9,091円のうち、9,830万円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上が、本定例会に提案いたしております報告5件、議案17件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第51号令和2年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） 議案第51号令和2年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入歳出全般の共通事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の延期、中止に伴う減額やそれから人件費の調整を行っております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正の主なものを御説明いたします。

9ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、13款1項1目地方交付税1節普通交付税につきましては、本算定の終了に伴い交付額が決定したため、1億5,614万3,000円を増額するものでございます。この増額の主な理由といたしましては、今年4月からの会計年度任用職員制度に伴う財政措置、また幼児教育・保育無償化における単位費用の増額に伴うものでございます。

次に、一番下の部分になりますが、17款2項1目総務費国庫補助金2節社会保障税番号制度システム整備費補助金877万8,000円につきましては、デジタル手続法改正に伴い、住民基本台帳戸籍附票システムの改修に要する経費について、国から補助金が交付されることから、増額するものでございます。

10ページをお開き願います。

17款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金のうち、地域子育て支援拠点事業費補助250万円と放課後児童対策事業費補助1,299万9,000円及び18款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金のうち、放課後児童対策事業費補助349万9,000円と、同じく6節新型コロナ

ウイルス感染症緊急包括支援交付金1,950万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援等として、町内の保育施設及び児童福祉施設等を対象とし、国及び県から補助金が交付されるために計上するものでございます。

17款2項4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金につきましては、内示額の確定や事業間の調整により、5,862万3,000円を減額するものでございます。

同じく5目教育費国庫補助金6節公立学校情報機器整備費補助金111万円につきましては、小中学校の臨時休業などの緊急時に対応するため、家庭学習に必要な通信機器整備に要する経費について国から補助金が交付されることから増額するものでございます。

同じく7節学校保健特別対策事業費補助金650万円につきましては、学校再開に伴う感染症対策、学校保障等に係る支援事業として、国から補助金が交付されるために計上するものでございます。

11ページを御覧ください。

18款2項5目商工費県補助金3節新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金2,600万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者の支援に係る補助金が県から交付されるために計上するものです。

同じく7目教育費県補助金8節県産牛肉学校給食提供支援事業費補助金370万円につきましては、新型コロナウイルスの影響に伴う県産牛肉の需要減少に対する経済対策として、県から補助金が交付されるために計上するものでございます。

12ページをお開き願います。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により予定していた取り崩し額から、2億9,510万1,000円を減額するものでございます。

次に、22款1項1目1節前年度繰越金1億5,541万9,000円につきましては、令和元年度決算の確定によりまして、令和2年度に繰越しをするものでございます。

23款4項3目雑入6節二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、文化複合施設地中熱利用設備設置工事に対する補助金の交付決定に伴いまして647万3,000円を減額するものでございます。

13ページを御覧ください。

同じく11節学校臨時休業対策費補助金132万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校の臨時休業中に購入していた学校給食に係る賄い材料費に対し、全国学校給食会連合会より、補助金が交付されるために計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページをお開き願います。

2款1項8目コミュニティセンター管理費14節工事請負費826万1,000円につきましては、駅舎側ロビー天井の経年劣化が著しいことから、改修工事費を計上するものでございます。

16ページをお開き願います。

同じく15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費12節委託料502万円につきましては、小中学校の修学旅行における新型コロナウイルス感染症対策として、バスの中での密集、密接を避けるために、バスの台数を増やす必要があることから、増額をするものでございます。

次の18節負担金補助及び交付金1,800万円につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、県より新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金が交付されることから、既存事業を拡充するため増額するものでございます。

17ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料385万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、デジタル手続法の改正に伴います住民基本台帳戸籍附票システムの改修業務を行うため、増額するものでございます。

次に、2款6項1目企画総務費12節委託料1,386万円につきましては、文化交流センターの完成に伴いまして、公民館改修実施設計調査及び生涯学習センター解体調査業務を行うため計上するものでございます。

20ページをお開き願います。

3款2項5目保育所費18節負担金補助及び交付金700万円及び8目児童福祉施設費18節負担金補助及び交付金2,400万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図るため、町内の保育施設及び児童福祉施設等に対して補助金を交付するため計上するものでございます。

23ページをお開き願います。

8款4項3目公園管理費14節工事請負費600万円につきましては、公園の遊具等点検の結果、修繕の必要があることから増額をするものでございます。

同じく4目中央公園管理費14節工事請負費559万1,000円につきましては、中央公園野球場ナイター照明等が制御設備の不良によりまして、適切に稼働していないということから、改修工事費を増額するものでございます。

25ページをお開き願います。

10款1項3目学校教育費10節需用費460万8,000円及び17節備品購入費1,059万円につきましては歳入でも御説明申し上げましたとおり、臨時休業等の緊急時に対応するため、家庭学習を図るために必要な通信機器の整備を行うほか、学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策として必要な消耗品、それから教材、備品等を購入するため増額をするものでございます。

28ページをお開き願います。

10款5項5目学校教育費10節需用費370万円につきましては、こちらも歳入で御説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症による経済対策として、学校給食に県産牛肉の提供を行うため、増額をするものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分とします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第24、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは8名であります。通告順に発言を許します。

初めに、15番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔15番 遠藤紀子君 登壇〕

○15番（遠藤紀子君） 皆様、改めましておはようございます。

15番 遠藤紀子でございます。

本定例会には2点の通告をしておりますので、順番に質問してまいります。よろしくお願いいたします。

1、幅広く町民の意見を吸い上げる仕組みを。

これからのまちづくりには、「よそもの、わかもの、ばかもの」が必要であると言われてお

ります。町が委嘱している委員会や審議会にもそろそろ新しい風が必要ではないでしょうか。委員会の中には重複している方々も見られます。もちろん、各役職のトップクラスの意見は大切であります。しかし、あまりにも固定化しては、今のA I、情報化社会の流れに遅れてしまうのではと危惧いたします。

まちづくり、教育、子育て、防災などには専門的な知見の上に、さらに新しい考え方が入ってくることにより、もっと活気のある、そして急激な社会変化に適応した考えが出てくるのではと思います。

利府の新しい方向性、発展のためにも町民の中からの若い世代や、将来有望な人材の発掘は、町の責務と考えます。

そこで伺います。

(1) 審議会や基本計画策定時の委員会には各界の代表として同じ人が入る場合が多いです。広く意見を求めるためにも工夫が必要と思いますが、どうでしょうか。

(2) 町の総合計画には、特に町民の声が反映されなければなりません、公募人数が少ないように思います。令和3年度には新しい計画が出されますが、5年後の中間見直し時には、異世代の声を聞くべきではないでしょうか。また、ワークショップやワールドカフェなどの手法も積極的に取り入れてはどうでしょうか。

(3) 学生や働いている人が委員会に参加することができない理由の一つは、平日に会議が開かれることとあります。夜間や土曜日の開催を積極的に進めるべきではないでしょうか。

2点目です。東日本大震災の経験からの学びを。

東日本大震災から9年6か月となります。当時災害対策本部の中核を担っていた職員も次々と退職を迎えております。

あの混乱の中、何が大きな問題であったのかを当局はどの程度把握しているのでしょうか。10年の節目が間もなくという今、反省すべき点、改めなければいけない点をしっかり整理する必要があるのではないのでしょうか。

(1) 当時の対応について、詳細な記録はどのように保存しているのでしょうか。

(2) 大きな避難所には、食料を求める人が殺到し、大混乱でありました。国も状況に応じてなるべく家にいるか、知人の家などに避難するように勧めております。しかし、再びあのような大震災になれば、同じ状態になります。町としてのルールづくりを急ぐべきではないのでしょうか。

(3) 震災の後、災害時には女性の役割が必要であると、女性防災リーダーの育成を積極的

に行いました。その結果、多数のリーダーが誕生いたしました。町はこの女性防災リーダーにどのような役割を期待しているのでしょうか。

(4) 3・11当時よりも備蓄品やコロナ対策も含め体制は強化されました。しかし、パニック状態の中で、町民が冷静に行動するかどうか不安であります。各地区の防災体制をしっかりと把握し、行動の確認をするべきではないでしょうか。

(5) 学校の体育館が避難所として使われた場合の教職員の立場は明確化されているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、幅広く町民の意見を吸い上げるしくみを、2、東日本大震災の経験からの学びについて、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の幅広く町民の意見を吸い上げる仕組みをについてお答え申し上げます。

まず、(1)の審議会等において広く意見を求めるための工夫についてでございますが、現在、町には法律または条令により設置している審議会等が35ございます。これらの審議会などの委員につきましては、それぞれの設置目的や審議内容により、専門的知識を有する方や各種団体の代表の方、公募による町民の方を選任しております。

また、広く町民の皆様の御意見をいただくため、町民代表の方に委員をお願いする場合には、広報誌やホームページを活用した公募による選任を行っております。

しかしながら、計画策定など、町の重要施策について審議していただくためには、各分野の経験豊富な方の意見が必要であるため、委員の構成によっては同じ方が複数の審議会等の委員に就任される状況も生じております。

議員御提案のとおり、このような状況を踏まえ、各種団体の代表者を委員として選任する場合には、1人の方に偏らないよう協議して人選を行うとともに、広く町民の皆様の意見を取り入れるため、公募による町民代表者の人数を可能な限り増やすなど、まちづくりに広く意見を反映できる工夫を行っております。

次に、(2)の総合計画づくりにおける異世代の声の聴取とワークショップ等の活用についてでございますが、今回の新総合計画の策定に当たっては、女性や若年層をはじめ、より幅広い世代の声を聞くことを方針として定め、計画づくりを進めてまいりました。その中において、総合計画審議会については、各分野からの専門的な意見が必要であることから、各種団体等から15名の方々を選任するとともに、公募委員の枠を2名として募集を行いましたが、1名のみ

の応募であったため、その方のみを公募委員として任命したところであります。

しかしながら、夜間に町内8か所においてグループワーク形式で開催した地区住民懇談会や利府町まち・ひと・しごとの創造ステーション t s u m i k i を会場に開催した、みんなの未来づくりワークショップ、さらには十符の里利府フェスティバルで実施した参加型のイベントや小中学生のポスターコンクール等には、多様な世代の意見やアイデアを多く伺うことができました。

特に、t s u m i k i を会場に定期的で開催したワークショップには、毎回高校生や大学生をはじめ、子育て世代の方や高齢者の方など、異世代の方々集まり、町の将来像などについて活発な意見交換を重ねてまいりました。

今後新総合計画策定における基本構想及び基本計画案に対するパブリックコメントの実施を予定しており、町民の皆様の意見を一層反映できるよう進めてまいります。

なお、議員御指摘のとおり、新総合計画については、令和3年度からの10年間を基本とした計画であり、5年後には中間見直しを行うこととなっております。その際には、議員より御提案のあったより広い世代の方々の声を反映できるよう、ワールドカフェなど多様なワークショップの手法の導入も検討してまいります。

次に、(3)の夜間や土曜日の会議開催についてでございますが、各審議会の会議につきましては、平日の開催を基本としており、審議会によっては夜間に会議を開催している場合もございます。また、広く町民を対象としたワークショップ等を土曜日や夜間に開催することのより、学生の皆さんや働いている方々の御意見を少しでも多く反映できるよう努めているところであり、今後も引き続きより多くの町民の皆様の声をいただきながら、まちづくりを進めてまいります。

次に、第2点目の東日本大震災の経験からの学びについてお答え申し上げます。

まず、(1)の当時の詳細な記録の保存についてでございますが、東日本大震災は地震、大津波に加えて、福島第1原子力発電所事故が重なった世界に例を見ない複合災害として本町にも大きな被害をもたらしました。町では、教訓を将来に生かされるよう当時の記録を冊子として取りまとめた東日本大震災の記録を1,000部作成し、関係機関に配布したほか、利府町図書館に配架し、誰でも閲覧できるようにしております。

次に、(2)の災害時における町としてのルールづくりでございますが、町では災害が発生した場合に備え、東日本大震災での経験を教訓に、非常食や飲料水の備蓄を計画的に行っております。

しかしながら、町での備蓄数量は災害により被害を受け、避難所への避難を余儀なくされる最低限の人数を想定しているものであり、町民の皆様には日頃からの災害への備えとしての食料品等のローリングストックを啓発しているところでもあります。また、災害時には、避難所開設や物資提供などの業務を行うこととなりますが、町民の皆様の混乱をできるだけ回避できるよう情報の発信に努めていくとともに、自主防災組織との連携により、避難所運営等を行ってまいりたいと考えています。

次に、（３）の女性防災リーダーに期待する役割についてでございますが、今年の４月１日現在での利府町地域防災リーダーの登録者数は251名であり、そのうち、女性の地域防災リーダーは67名となっております。女性地域防災リーダーにつきましては、東日本大震災以降、熊本地震や西日本豪雨などの災害時の避難所において、女性目線での避難所運営が大きくクローズアップされているところであり、各種防災訓練の指導役を担うなど、各地区の自主防災組織において、中心的な存在として活躍していただいております。女性特有の相談や高齢者や子供の気持ちに寄り添うことで不安感を払拭するなど、女性ならではの細やかな気配り、また健康状態の把握や衛生管理などにおいても女性の繊細さが大いに活かされるものと期待しているところでもあります。このようなことから、災害時には、女性地域防災リーダーの活躍が大変重要と認識しておりますので、今後とも女性地域防災リーダーの育成等に努めてまいりたいと考えております。

次に、（４）の各地区の防災体制の把握についてでございますが、各町内会の自主防災組織の防災訓練等において、各地区の特性や状況を踏まえ、防災講話等を行いながら、町民の皆様のお取るべき行動についても防災マップ等を活用し、自助、共助の重要性について説明を行っております。災害時に町民の皆様が冷静に行動するためには、繰り返しの訓練や、災害に対する知識の向上が必要となりますので、各町内会の自主防災組織のさらなる質の向上が図られるよう今後とも地域との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、（５）の教職員の立場についてでございますが、各学校には防災主任教諭が選任されており、年に数回、各学校の防災主任が一堂に会し、防災主任者会議を開催しております。この会議には町の防災担当も参加し、利府町総合防災訓練の内容の調整や協議、学校での防災知識向上への支援を行うなど、学校と連携を図っているところでもあります。今般のコロナ禍においては、避難所開設運営について見直しを行ったところではありますが、各学校に対しても校長会を通じ、避難所を開設方針等について情報共有を努めているところでもあります。

なお、今年10月には町内会、地域防災リーダー、学校などの関係者を交えた今般のコロナ禍

における避難所運営訓練の実施を予定しております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） その前に、少し資料を持ってまいりましたけれども、これは議長の承認を得ておりますので、御了解ください。

まず初めに、1点目ですけれども、私が今回この審議会とか委員会メンバーの中に同じ方がいたり、どうしてもこうある程度年齢を重ねた方が多いというのも日頃気になっていたことでした。私も結構町長の母親の年齢になりましたので、息子も同い年でございます。ですから、そろそろ世代交代の時代かなと日頃から思っておりました。ただ、今回の総裁選で同じ学年の菅さんという方が立候補して、若いなと思って、ある程度何でも世代交代をしていく時期なのではないかなと個人的には思っておりましたので、これがどうなりますか。ただ、自分も年齢を重ねてきたということは経験も豊富にはなっていないけれども、やはり私の受けてきた教育とか、社会とか、あるいは今のAI情報化社会というのは、明らかにもう私たちの世代ではなかなか吸収できない時代になってまいりました。ですから、いろいろな面で委員会、審議会もそちらに精通した方が出てこない駄目だろうなという思いがありまして、今回この質問をいたしました。

1点目ですけれども、町長が今35の委員会、審議会があるというお話で、ちょっと私は二十幾つかなと思っていたものですから、少々びっくりいたしましたけれども、その中でもある程度私どもに身近な委員会を少し調べてみました。地域公共交通会議というのがございますけれども、これも非常に町民の公共交通に関する注目は高いものですから、地域公共交通会議、結構専門的な交通業者とか、いろいろなJRさんも含めて入っていらっしゃいますけれども、公募が3名、今回入っているということでした。しかし、この中で車を持っていない方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

公募で行いました委員のほうの車の免許の保有状況というのですか。すみません。ただいま私その資料を手元に持っておりませんので、後でお答え申し上げたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 私もここ名簿を頂いておりますけれども、想像するに皆様車が運転できるはずだと思っております。やはりこの中で車を持たずにバスを利用して、老人クラブの方もいらっしゃるけれども、この方もお車を持っていらっしゃる、運転できる方です。やは

りバスを日頃から使っている方の意見が入らないのはうそだろうなと思いました。ですから、新しく時刻表もできましたけれども、結局葉山の方から苦情が出ましたが、仙台からの電車が着く1分前にバスが出てしまうとか、時刻表の中でおかしいんじゃないのという声も入りました。高校生を持つ親御さんの声でしたけれども、高校生もテストのときなどはたしか11時2分に浜田駅に着く電車だったと思いますが、2分にバスは出てしまうものですから、いつも乗れないと。親御さん働いている方多いものですから、そういうときにうちの子たちはどうすればいいのなんていう声を聞きました。

ですから、こういった学生さん、仙台に通う学生さんを持つ親御さんとか、普段バスを利用している方の声が入らなくてどうするのという思いがございましたけれども、町長、その点、どうお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

全くそのとおりでと思います。ただ、そういった方たちの意見がより多く反映されるように私たちも努力しておりますが、しかしやはりこれは地域の皆さんにより密着している遠藤紀子議員のような議員の皆様がやはり議会で取り上げていただけることで問題がさらに解決のほうに向かっていくのではないかということと認識しておりますので、どんどん議会で取り上げていただければというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） いただきましたので、早速続けさせていただきますが、男女共同参画の会議もございます。これももう国の一番大切にしなければならない方針だと小泉首相が一生懸命命力を入れた男女共同参画推進法というのができましたけれども、この中で、これはメンバーを見ますと、女性は圧倒的に多くて、それからたしか座長の先生もお若い方だとお聞きしました。とっってもその辺は力強く感じますけれども、やはり平均年齢は高いかなという思いがいたしました。しかも、これは特に公募をかけても、今回は公募がなかったということでしたので、非常に残念に思いますし、ぜひ今特別に傍聴を許していただいている大学生もおおりますけれども、彼女たちはジェンダーの問題とか、非常に学校でも習っておりますし、これからは男女共同参画にはそのワークライフバランスとか、リンプロダクトの問題とか、こういった問題でしっかり知見のある方を大学の先生だけが知見があっても仕方ないんじゃないかなという思いがいたします。この公募がゼロであったということで、非常に残念な思いがありますけれども、この公募がどうしてゼロだったのかなというようなことはどうでしょう、難しい問題ですか。

もしお答えになればお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

公募がゼロということで理由についてはちょっと検証しておりませんので、お答えできかねますけれども、やはり男女共同参画については、町のほうも力を入れておりますので、先日新しく委員の方々を委嘱しまして、会議のほうも開催しておりますので、その中で今後のことについてもいろいろ議論していければと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この男女共同参画に関する予算もいつもあんまり多くないなって、毎回議会で申し上げているんですけども、公募がゼロだったからといって過ごしてしまう問題ではないと思いますね。せっかく座長を務めてくださる先生が若い先生だというお話でしたので、ぜひ先生を通じて、大学生を入れていただくなり、努力をしていただきたいと思うんですね。公募ゼロというのは今町長の答弁にも公募による可能な限り増やしていきたいというお話でしたので、何もしないでゼロでした、1名だけでした、で済む問題ではないと思うんですね。ですから、そこら辺をぜひに、特にこの男女共同参画の問題は、若い方を入れる努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁を願います。生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） その辺につきましても、やはり検討していければと思います。できるだけ努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 生活安全課長ばかり責めて何か申し訳ないんですけども、でもこれは大事な問題ですので、ぜひ逃さないで、しっかりとここから女性の活躍を発信していくぐらいの気概でやっていただきたいと思います。

それから、自殺対策のネットワーク会議というのがございます。これが非常に自殺対策というのも微妙な問題ですし、中には専門的な方が非常に入っていらっしゃいます。あんまり公にできる会議でもないとは思いますが、実は私の団地の中でも周辺で若い方が4人ほど自殺で亡くなった方がいたものですから、非常にここら辺は心を痛める問題ですし、大事なことであろうと思います。包括支援センターとか、警察とか、民生委員さんとか、いろいろ入っていらっしゃいますけれども、できればここに家族会とか、難しいでしょうけれども、精神的な病を持った方の関係の方とか入るような工夫はできないかどうかお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

ネットワーク会議のほうでございますが、確かに議員おっしゃるように、当事者ないしは家族、あと精神関係の患者さんについては、やっぱりプライバシーの関係等もありまして、あと家族会を本町では持ち合わせていないというところもございますので、これは今後の課題となるかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 利府町ではこの問題は起きてはおりませんけれども、いじめによる自殺というものは仙台市でも大分ありました。この自殺対策ネットワークには学校も入っているとは思いますが、教育委員会のほうであるいじめ対策のネットワークというのがございますね。そことの連携というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

ネットワーク会議のほうは小中学校会の校長の代表の先生がいらしているんですが、いじめ問題につきましては、教育委員会等と関係職員等も密接に連携を取りながら、連絡をしながら、連携を取っているというような状況になってございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） これはもう命に直結することですし、小学校、中学校の頃にいじめを受けていて、結局ひきこもりになって、ある程度の年配になってから命を絶った方というのうちの町内にもいらっしゃいます。ですから、決して途切れている話ではなく、いじめとかひきこもりが原因でというこういったことになったという方の例もありますので、1つとしてこれから町で考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

なるべく努力しながらやっていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 強く求めたいと思っております。

それから、子ども・子育て会議もございまして。ここでは公募が1人あったということですが、この公募の方もある程度いろいろな会議にお出になっている私も存じ上げている方なものですから、子ども・子育て会議、PTAの今度は連合会の会長さんとか入られたそうです。

けれども、幼児教育専門の先生が委員長ということで入られます。非常に明るくはなってきたんですけれども、やっぱり子ども・子育てというのは子ども・子育て中の方の声というのが一番大事だと思うんですね。6月の議会でも町長にもいろいろアンケート調査のあれも町長がお読みになってくださったという話でしたけれども、ああいう声は何よりも大事だと思うんですけれども、この子ども・子育て会議、公募が1名ということで、公募というものの限界というのがあるんだなと思いましたけれども、子ども・子育て中のお母さん、これを町のほうを探す努力というのがちょっと足りないんじゃないかなと思うんですね。公募というのはつまり論文ではないですけれども、何か制限字以内で文を書かせてというような感じですので、そこら辺がネックかなとも思うんですけれども、面接だけでもいいですし、あるいはもう本当に推薦が一番いいんだなと思っておりますけれども、この子ども・子育て会議に当事者を入れるという工夫なさってはいかがかとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 答えいたします。

子ども・子育て会議の公募委員につきましては、当初2名の予定で公募を行いまして、結果1名の応募があったということでございます。子供の保護者ということで2名の公募をしたところでございますが、広報誌、それからホームページに掲載をする形で公募をしたわけなんですけど、確かに議員おっしゃるとおりそれだけの周知で応募があるというところは確かに難しかったところもあるのかなというふうには感じております。今後、そういったところを直接の声がけとか考えていければなというふうには思っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 何か公募の限界というようなものを感じます。これはもうどこでも同じことだと思いますが、ですから、若いお母様たちでサークル活動とか、ちらちらといつもドレミ隊さんの話をしたりしますけれども、いろいろサークルとか、あるいは何かの講演会の中で発言する方とかは、若い方が発言なさるようなことも私も時々立ち会うことがありますけれど、そういう方をぜひ役場のほうでもチェックしておいていただいて、どうぞ、そういった人を見つけてもらう努力をしていただきたいと思いますけれども、ちょっとその点、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

全く遠藤議員の質問のとおりだと思っております。短くまとめさせていただきますが、私も

非常に悩ましいなと思っているのは、今回国勢調査をするに当たって、結果というか、広報誌にも載っていたと思うのですが、利府町のほとんどの人たちが仙台に働きに出ているというところですね。私が一番関心を寄せているのは、そういう皆さんに、いかに利府町に目を向けてもらうのかということ。恐らく利府町というのは周辺が発展をしていったために、昔は塩竈の方向を向いていた。今は仙台の方向を向いているということで、たまに言われるんですけど、「利府町というのは仙台と松島の通過地点だからね」と、こういうふうに言われるんですね。またそういうふうには自意識を持っていらっしゃる方も多いように思います。それをいかに私は利府町に住んでいて、利府町に住んでいることを誇らしく思うというシビックプライドをどのように育てて、この利府町というところに根を張ってもらって、そして目をここに向けてもらうのかということについてはやることによってこの審議会のメンバーとかが利府町のプロパーの皆さんになっていただくというところに努力をしていきたいなと思っています。

加藤 久さんに観光大使になっていただきましたが、観光大使のその表明の委嘱をするときに、告白されていますが「私は昔、塩竈出身と言っていました。ちょっと前は仙台出身と言っていました。それはなぜかという、利府町の浜田といっても、誰も知らないからです」というお話をしていました。「でも、最近は宮城スタジアムでサッカーの試合が行われたり、コンサートで多くの人利府というところに来るので、利府出身ですと言えるようになりました」というお話をされておりました。その意識のシビックプライドとか、その意識の醸成、育みというものを町として全体的にどういうふうにしていくのかというところを本当に包括的にやりながら、皆さんを育てていくというところがおこがましい、僭越ながらなんですけれども、育成していくというところに私の視点を置いておきたいなというふうには思っています。

すみません。お答えになっていたか分からないですけれども、そのように考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今町長がまさにおっしゃっていただいたとおりで、本当に若い人たちとか、会社員の人たちも本当に仙台という意識が強いかもしれません。私も東京に帰って、東京からこちらに戻るときには仙台に戻ると言ってしまうので、やはり利府を愛する人を育てるためには、やはり、いろいろところで町のことを考える若い人を育てるというのがまず第一だと思いますし、やっぱり若い人たちの声の実現していけば、少し町を愛する気持ちも育つのではないかなと思っています。ぜひ町長にはそのスタンスを忘れずに進んでいただきたいと思っています。

2点目の総合計画ですけれども、これはもう総合計画というのは来年出るとは思いますけれど

も、やっぱり総合計画というのは町の背骨といいますか、一番中枢になる計画だと思いますので、非常に大事な計画です。総合計画で今回のメンバーの表を頂きましたけれども、結局公募がお一人であったと、総合計画ですらお一人であったということにちょっとびっくりいたしましたけれども、やはり募集の仕方が問題かなとも思いますし、前回の今ある総合計画10年前のときの審議委員会のメンバーを見ますと、28人の役場職員も混ぜてでしたかしら、28人の中の10人公募が入っていたんですね。ですから、この違いは何だろうと思いましたがけれども、この違いは何なのでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

前回のやり方と今回のやり方が違うということなんですけれども、もちろん公募の人数も最初から違っております。今回の計画づくりに際しては、審議会の委員さんに公募枠をいっぱい設けてやるというスタンスよりは、例えばワークショップですとか、あるいは地区での懇談会、そういったところに多くの方々にお出でいただいて、そこで若者から世代を問わず、多くの方々の意見をあらゆる場面を利用して聞いていこうというような考え方で、審議会そのものの公募委員の枠は狭めたというような形にしております。御承知のとおり、t s u m i k iで行ったみらいづくりのワークショップですとか、これも新しい取組で、多くの方々にも参加をいただいております。あと地区の懇談会についても今回はワークショップ形式を取り入れて、それぞれ一方的にこちらで説明して、参加者は聞いているだけということではなくて、それぞれ発言していただくというような機会を設けまして、実施をして、様々な意見を頂戴できたかなというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 確かに前回の総合計画に向けては、ワークショップという形式ではなく、町長はじめ役場職員が前にずらっと座って傍聴するというか、意見を言う方たちが並んでという学校の教室のような形で懇談会があったと記憶しております。今回のワークショップ、私、本当によかったと思います。何か所か私も参加させていただきましたが、役場の職員が中心になって誘導していただいたということもありましたし、非常に活発な意見が出て、将来のまちづくりのいろいろな皆さんのアイデアが出て、突拍子もない意見とか、楽しいワークショップができたと思いますので、こういった形式はこの総合計画の住民懇談会に限らず、町長の公約の中にたしか利府町民会議を開きますというものがございましたので、この公約どおりぜひ総合計画に向けての懇談会にかかわらず、あるいは子ども・子育てなり、先ほどもいろいろ申し

ましたけれども、公共交通会議はたしか懇談会でやっていただいたと思いますけれども、ワークショップというのが今は新しいやり方で、これをぜひ進めていただければ、若い方も意見が出しやすいんじゃないかなと思いますし、ぜひぜひ今後町長の公約も実現なさってくださいと思いますが、この形式をもっと広げていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

遠藤議員、ワークショップ、いいですけども、コロナ禍ですから、これからはオンラインが恐らく主流になってくると思います。今回町民会議もそうなんですけれども、様々なところでオンラインの会議、ズーム会議はよくはやっておりますが、そういったものを取り入れた形で参加者がより参加しやすいような町民会議ということもちょっと、まだ私の中の頭の体操なんですけれども、考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、また、遠藤紀子議員に置かれましては、私の公約を小まめに見ていただいて、心配していただきまして、誠にありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） オンラインと言われちゃうと、親世代の私なんかは戸惑ってしまいますし、大変なんです。確かに今はコロナ禍ですから、そういったワークショップなんていうのは無理ですし、いろいろな活動ができないのは分かりますけれども、やはり今後には私は期待をしたいと思いますし、もう後継者を育てなければいけない年齢になりましたので、ぜひこの1点目の質問は町長の胸にも刻んでいただきたいと思っております。

3点目の夜間や土曜日の会議の開催、これは会議のみならず、いろいろな講演会のたんにアンケートに書くんですけれども、なぜこんないい講演会をやるのに平日の昼間なのと、アンケートにいつも書いております。そして、大体その講演会には、行政区長会から何名とか、民生委員会から何名とか、そういったやり方はもうやめていただきたいなと思っております。ぜひぜひこの夜間とか、休日を利用した講演会も含めてこういった委員会を見直していただきたいと思いますが、もう一度町長、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおりです。より参加を促すために、やはり消費者というか、参加者の皆さんが望む方法ということをどんどん取り入れていかなければならないと思っておりますし、遠藤議員御指摘のように公募のほうに限界があるということであるならば、新しい応募の手法も取り入れて

いかなければならないと思いますので、しっかりと検討していきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 昼間の講演会の中に、まちづくり大学の若新さん、町長ともイベントをなさいましたけれども、若新さんなんかはJK課というのをつくったという、女子高校生がいろいろな発想をしてまちづくりに参加した。このJK課も今調べてみますと、非常に鳥取の日野町というところとか、滋賀の湖南町とか、もういろいろ広がっているようでございます。やはり大学生、高校生の発想というのはいいんだろうなと思いましたが、今話題になっているのがキャノンのインスピックレックというんですかカメラ、これも高校生、大学生の意見を聞いて今大ブームになっているという話もありました。どうぞ、若い町長に期待することは、若い人の意見を町長のお仲間を含めてこの町に息吹を入れていただきたいと思うことで、1点目を質問いたしました。

2点目に入りますが、3・11のあのときは本当に大変な思いを役場職員も本当に御苦労でしたし、無我夢中で3・11のあの日の夜を迎えた経験がございます。

1点目の記録ということで1,000部作成したと。私、申し訳ないけれどもこれの記憶がないんですけれども、図書館にも置いてあるということで配布をしたということですが、ただただ記録を作って、関係機関に配布して、図書館にも置いてありますと、で終わりですかという話なんですね。ぜひこれはせつかく記録を作ったのでしたら、活用するのがやはり掘り起こし、10年目の役割ではないかと思えます。特に、せつかくこの記録があるのでしたら、出前講座なりで活用できないかなと、この答弁書を読んで思いました。特に出前講座をしていただくと高齢者の方も出席できますし、今これから保健福祉課で地区のサロンも盛んに進めていらっしゃると思います。10年前の記録で、思い出すのもつらいという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり昔のいろいろな記憶をたどる回想法といいますか、高齢者の認知症予防にもなりますし、どうでしょうか、この震災の記録をもとに、その縮小版なり何なりを考えていただいて、出前講座という方法でサロンに活用するというような考えはいかがでしょうか。どちらでも結構ですので御答弁をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

今出前講座ということでのお話でございますが、生活安全課のほう、防災指導員による防災関係の講座等、出前講座をやっております。その中でいろいろ要望があればそのテーマに沿った形の内容をちょっと検討したいなと思えます。ぜひ御利用いただければと思います。以上で

す。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 防災関係はうちの地区のサロンでもパワーポイントを使ってやっていただいたことがあります。やはり映していただいて、何か話の種をつくっていただくとか、高齢者は非常にお口が滑らかになりますし、当時こうだったよね、ああだったよねっていう話は非常に高齢者の脳の健康のためにもそれから出ていただくための健康講座のためにも私はいいと思いますけれども、その点、保健福祉課長はどう思っていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

議員、御提案の方法ですけれども、全国的にも回顧法ということで昔を振り返る方法というのは非常に脳の活性化にもいいと言われており、サロンとか、高齢者の居場所づくり等でもそれを取り入れていらっしゃる地区もございます。ただ、まだこの東日本大震災については取り入れたよというような報告は町のほうには来ておりませんでしたので、議員おっしゃるようなもう二度と振り返りたくないという方も中には高齢者の中にいらっしゃるかもしれませんし、あとは被災して、石巻とか、災害の大きかった地域からいらっしゃる方のことも考慮しなければならない点もあると思うんですが、もしそのサロンのほうでそういう企画があった場合は、生活安全課のほうと協力しながらお話のほうをさせていただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 利府は津波というものも大きな被害はなかったところですし、大変だった給水作業ですとか、あのあたり、高齢者の方も非常に苦勞なさっていましたし、いろいろな苦勞というのは思い出話にもなることですから、そこら辺は工夫して、何かいい材料を見つけていただきたいと思います。

（2）の震災のときの、私は震災のその日から青山小学校の体育館の避難所にずっとへばりついておりました。そのときの混乱ぶりというのは大変なものでしたし、役場職員ももう訳も分からずあの震災が起きたことですし、体育館も揺れましたし、何から手をつけていいのか分からないような状態でした。そして何よりも避難所に来る方たちが、家が壊れたから来る方なんていうのは皆無でございましたし、怖いからという理由でたくさんの方がいらっしゃいましたし、そのうちに、ここへ来れば食べ物がもらえるということになってしまったんですね。3食お弁当なり、配食されましたので、その方たちがその時間になるとどっと押し寄せてまいりますし、それから青山小学校のプールのお水を給水車が来るまでに飲料水として出しましたの

で、しらかし台小学校のプールが壊れたという状況もありましたし、とにかく青山小の避難所は大変なことになっていたんですね。花園の方も青山小を利用しましたし、ですからあのときの混乱を考えると、今回のコロナ禍における避難訓練、できるのかしらと。その人数の方たちがあそこへ行けば何かしてもらえる感でいっぱいだったと思うんですね。大混乱のパニックの中に、皆さん来ないということが果たして言えるのでしょうかと思いましたけれども、どう思われますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答え申し上げます。

東日本大震災のほうを例に挙げますと、確かに各避難所、相当数の避難者、利府町内では2,000人規模の避難者が各避難所のほうに入ったと。その避難者のみならず、災害の際には、議員おっしゃったとおり、食べ物を求める方、避難所のほうで避難している方以外にも、食べ物を求める方もたくさんいらっしゃったというふうに承知しております。そのため、町のほうでは、当時も備蓄食料等を用意はしておったんですけれども、対応のほうもかなりできなかった部分もございます。ということで、現在、町のほうで今、国もそうですけれども、自助、共助、公助という、この3つのうちの自助の部分で、まず備蓄食料等についても、家庭でできるストック、ローリングストックという形でストックしていただけるように自主防の防災訓練とか、あと防災講話において、そういったことを推奨しているという状況でございます。やはり町で準備できる部分は限度がありますので、なおさら避難所に来ないでも言いにくい部分もございますので、そういった形で対応のほうをしております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） もちろん自分で備蓄というのは大いに勧めていただきたいと思ひますし、ああいったパニックの状態になると道徳観も何もないんですね。我先にでしたし、若い人たちが充電器を占領して、ゲームまでやっているような若い人たちもありましたし、なんてみんなむき出しになってしまうだろうと、怒り狂った4日間を過ごしましたけれども、あのときもあのJRのお客様150名が青山小にもいらしたので、本当にあのときは大変な思いをいたしましたけれども、やはりパニック状態での人の心理というものも役場もある程度心がけていただかないといけないのかなと思ひました。前回の経験から、避難所に行けば何とかなる。何かもらえるというような、これをきっちりとするのがやはり地域の防災訓練の中で学んでいただかないのかなと思ひました。

その中でも3点目の女性の防災リーダーの話ですけれども、仙台市は非常にここが活発で、

女性防災リーダーたちで組織をつくって、講演会なり、訓練なり、いろいろな動きをしております。私も訓練は受けましたけれども、その中で綱の結び方とか、毛布で担架を作ったりとか、これが女性防災リーダーの役割なのなんてちょっと考えながら、訓練を受けた覚えがありますけれども、特にそれに特化した訓練というものはやはり必要かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

災害時における避難所での女性の防災リーダーの活躍というのは本当に女性ならではの目線でやっていただかなくてはならない部分、そういった部分が多いと思っております。うちのほうでも女性防災リーダー、現在登録者数が67名ということになっておりますが、それ以外にも町内のほうには婦人防火クラブという組織もございまして、その中でも女性の防災意識の向上を図るための研修とか、そういった部分もやっております。そういったところと連携しながら、防災リーダーのほうの女性の知識の向上なり、そういった部分を考えていければと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 女性、女性と言っては、これは私も男女共同参画なんて言っているのに、ちょっと偏ってしまう懸念もあるんですけれども、確かにでも無我夢中のときに、頑張れたのは女性たち、実際に女性防災リーダーになる前ですけれども、私の地区でもごみステーションに張り紙をしてボランティアを募集して、84名の方が集まってくれました。中には今役場職員をやっていた方もいるんですけれども、全部で84人のボランティアができて、青山ボランティアセンターを立ち上げました。これも女性たちの力で立ち上げました。給水活動、19日から31日まで、青山小学校での給水活動でうちは滋賀県の彦根市がずっとついてくださったんですけれども、その方たちに毎日おむすびの差し入れをして、給水車の方たちに、これもみんな女性の発想で自分の家からノリや梅干を持ってきてくださったり、いざとなると、女性の方というか、近所付き合いをするのが女性ですので、近所の力というのがよく自助、共助、公助、そして近所とよく言いますけれども、本当に近所づきあい、女性は上手なものですから、女性防災リーダー、結局はそれかなと思うんですね。このボランティアセンター非常によく若い人たちが働いてくれて、最後には給水も高齢者の家に御用聞きに行ってくれて、給水の入れ物を取って、配達までしてくれるのを若い人たちで考え出してくれました。非常にいざとなるとそういう組織が大事なんだなと考えます。ですから、これからも女性防災リーダーの在り方、

御近所の力を役場も加えていただきたいと思います。

最後に学校との連携なんですけれども、今ずっと青山小の避難所の話をしておりました。あのときはもう青山小学校とあと私たち割合に当時の校長先生とか、ずっと私たちの高齢者が学習発表会の衣装作りをしたり、それからいろいろなことで学校との連携というか、とても親しい間柄にあったものですから、あの災難のときは本当にうまくできたと思います。電気の通らないときには、全部理科室から先生方が全部ろうそくをかき集めてくださって、それを燃やしたり、ですから、日頃の学校との付き合いというものがいざとなると災害のときには役に立つのかなと思いました。

地域との連携というのは、いつも学校関係の方はおっしゃるんですけれども、やはり門戸を開けていただかないと、地域との連携はできないと思いますので、この地域との連携をますます強めていただきたいと思います。教育委員会としてはどうお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えします。

遠藤議員おっしゃるとおり、地域との連携はとても大切、災害時以外にでも、利府町においては5つのシップ中のコミュニティシップを行っておりますので、各学校の特色に応じて地域と連携した活動に取り組んでおります。今お話あったように、災害がある場合の連携は特に重要になりますので、今回、町から出されましたコロナ禍における避難所対策を学校のほうに十分周知し、地域との連携を強化できるよう指導、助言してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 県のほうからも学校防災の基本方針というのが出されたようで、この中でも地域ぐるみの体制構築というものがうたってありますけれども、これは防災訓練で協力するだけではなく、日頃からどうぞ学校現場も地域の方たちになるべく門戸を開けるような努力をしていただきたいと思います。最後にいかがでしょうか。教育長、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 学校が地域との連携を取っていないような感じを受けるんですけれども、学校は、そのほうは十分に取るように指示しておりますし、災害のときも受入れ体制は十分取るようにというふうに話をしております。

3・11があった後で、県のほうでも防災主任関係を特別に配置しているわけですね。そういった会議も日頃から持っております。ですから、遠藤議員はPTA会長をしていましたので、よく学校のこともお分かりだと思いますけれども、学校のほうは門戸を全然閉じておりません

し、広く皆さんに来ていただきたいなというふうな指導も行っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、15番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。

再開は13時といたします。

午前 11時48分 休 憩

午後 0時55分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 鈴木忠美君の一般質問の発言を許します。鈴木忠美君。

〔7番 鈴木忠美君 登壇〕

○7番（鈴木忠美君） 7番、21世紀クラブの鈴木忠美でございます。

これから一般質問、通告しております3問について当局の考え方を伺いいたします。

まず、質問事項の1番目、スクールガードリーダーの増員について。

2つ目、地域防災リーダーフォローアップ講座の開催について。

3つ目、東京2020オリンピック開催への町の取組についての3点について伺いいたします。

1番目のスクールガードリーダーの増員について。

現在、町では、児童・生徒の登下校時の安全見守りとして中学校区単位で3名のスクールガードリーダーを配置している。現体制では、スクールガードリーダーの負担が大きいのではないか。

そこで、次の点について伺いいたします。

（1）スクールガードリーダーの業務内容はどのようになっているのか。

（2）過去3年間で、町内での不審者の発生は何件あったか。

（3）現在の体制で十分な対応ができない部分があるかと思うが、どのように捉えているか。

（4）小学校単位の6名に増員し、安全見守りの充実を図る考えはないか。

（5）「こども110番の家」との連携はどのように行っているか。

2番目の地域防災リーダーフォローアップ講座開催について。

地域防災リーダー養成講座は、阪神・淡路大震災を教訓に町では平成19年から実施していると思います。

そこで、次の点について伺いします。

（1）各地区の自主防災組織の整備に合わせ、これまで養成講座受講者は200ではなく、これ

は約300です。300を超えているのかと思います。

近年、想定外の災害が発生している現状で、防災リーダーの役割は果たせると捉えているか。

(2) 自主防災組織の充実を図るために、定期的にフォローアップ講座を開催する考えはないか。

(3) 受講した地域防災リーダーについて、町として今後どのような指導・活用をしていくのか。

3番目、東京2020オリンピック開催への町の取組について。

新型コロナウイルスの感染拡大で1年延期された東京2020オリンピックは、来年7月23日に行われる開会式をはじめ、競技日程が過日の新聞で報道された。

町も開会式の2日前に開催されるサッカー競技の会場地とし、大会の成功に向けて取り組まれていることと思う。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

(1) 開催の決定権は、当然IOC・JOCであるはずですが、新型コロナウイルス感染拡大の終息時期が全く見えない今日、町として、国、県とはどのような調整を行っているのか。

(2) 町として、日々準備に担当所管を中心に当たられているとともに、大会機運醸成を図る大型フラッグの掲出や、利府駅から一部沿線モニュメントへのフラッグの表示などを行っている。

しかし、今後については新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極めながら開催までの準備等に取り組むべきと考えるが、町としてどのように進めていくのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、スクールガードリーダーの増員については、教育長、2、地域防災リーダーフォローアップ講座の開催について、3、東京2020オリンピック開催の町の取組については、町長。初めに、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 7番 鈴木忠美議員の第1点目の御質問にお答えいたします。

まず、(1)についてでございますが、1日6時間、週2回担当地域の校区内を定期的に巡回し、登下校時のパトロールや、通学路の点検、危険な場所等の問題点について、教育委員会と学校に対して情報提供を行っております。

次に、(2)についてでございますが、スクールガードリーダーと学校からの報告では、平成30年度は22件、令和元年度は4件、令和2年度は現在まで2件、過去3年間で28件となっております。

次に、（３）と（４）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

スクールガードリーダーは、現在、中学校区ごとに１人の３人体制で見守りを行い、加えて、学校の教職員による巡回指導や学校安全ボランティアの方々にも御協力をいただきながら、登下校の見守りを行っております。さらに毎月１日、１５日に、議員の皆様にも御協力をいただいておりますけれども、挨拶運動も見守り活動の一つとして大きな役割を果たしております。

スクールガードリーダーの小学校区ごとの６名の増員につきましては、難しいものと考えますが、利府中学校区においては、区域が広範囲であることから、今後は増員についても検討し、保護者の方々や学校安全ボランティアの方々のお力をお借りしながら、地域での見守り体制を高めて対応してまいりたいと考えております。

次に、（５）についてでございますが、これまで年に１回の情報交換を実施しておりました。昨年の１２月に宮城県教育委員会と共同で実施したスクールガード養成講習会にこども１１０番の家の協力者の方々４８名に参加いただきました。この講習会におきまして、地域ぐるみで取り組む安全体制の整備、地域の実態と見守りのポイントなどについての講話による研修を行い、その後、こども１１０番の家の協力者の方々、ＰＴＡ、スクールガードリーダー、学校の４者での情報交換を行っております。今後も登下校の状況や課題につきまして情報交換の場を定期的に持ち、御協力をいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） ７番 鈴木忠美議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第２点目の地域防災リーダーフォローアップ講座の開催についてでございますが、（１）から（３）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

本町では、平成１９年度から地域防災リーダーの育成を行い、これまでに延べ３１０人が受講し、現在２５１名が登録しております。また、平成２８年度からはさらなる知識の向上を図るため、フォローアップ講座を実施しているところであります。近年、日本各地において地震やゲリラ豪雨、大型台風など大規模な災害が数多く発生しておりますが、災害時において、被害を最小限に抑えるためには、自分の命は自分で守る自助、地域で助け合う共助、行政の救助支援の公助の取組が必要となっております。

特に、大規模災害時には、対象範囲が拡大し、公助の機能に限界がありますので、日頃より住民と行政が一体となって地域防災力を高めるとともに、町民の皆様、地域、行政が、自助、共助、公助のそれぞれの役割を担い、連携しながら取り組むことが重要となります。

地域防災リーダーの皆様には、共助において、各町内会の自主防災組織での活躍に大いに期

待しているところであり、町総合防災訓練や、フォローアップ講座への参加を促し、さらなる技術、技能の習得、防災知識の向上に努めていただきながら、災害時には率先して地域のパトロールや避難所の開設、運営に御協力いただいているところでございます。

町といたしましては、今後も地域の防災力向上を目的に、新たな防災リーダーの育成を図るとともに、フォローアップについても継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、第3点目の東京2020オリンピック開催への町の取組についてでございますが、(1)と(2)は関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京2020オリンピック競技大会は1年延期となりましたが、過日、新たな競技日程が発表され、宮城スタジアムでの試合数は6日間、10試合と決定されました。

また、聖火リレーについても当初予定されたとおりの日数で実施される旨の報道があり、今後具体的な調整が進められるものと考えているところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症が世界各国で拡大し続けている現在の状況下において、来年7月に予定されている東京2020オリンピック競技大会の開催は現段階では不明瞭であり、予測がつかない状況であります。

しかしながら、町といたしましては、大会組織委員会や宮城県と情報共有を図りながら、シャトルバス運行をはじめとする交通対策分野、ボランティアの活動範囲等を含めたにぎわい創出に関連する分野など、これまで調整してきた内容を再確認しているところであります。

また、来年は今年と違い、文化交流センターの開館や、イオンモール利府新棟の開店などによって人の流れを含めた交通状況の変化等も考えられますので、この点も勘案しながら、協議、調整を進めているところであります。

さらに感染拡大防止の観点から、町内外での集客型イベント中止となり、本町が行うオリンピック開催に関するPR活動ができない状況であることから、役場庁舎壁面の大型フラッグや駅周辺サッカーボールモニュメントの装飾など、できる範囲での機運醸成を図っているところであります。今後も状況を見極めながら、機を逸することなくオリンピック開催のPRに努めるとともに、大会成功に向け粛々と準備をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局の答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 1番目のスクールガードリーダーの業務内容については、今お伺いしたところではありますが、その中で、私も1日、15日に立っていて、スクールガードの方とちょいちょいお会いするんですけども、毎回会うということはないわけですよ、今たった3人だけ

のあれで、利府小学校区の人が回っていると思うんですけれどもね。やっぱり利府全体に対してこの3名という姿でやっているものですから、業務内容がどの辺までやっているのかということちょっと私、詳しく分からなかったのが今回お聞きしたんですけれども、1日6時間、週2回ということで、内容的には登下校中のパトロール、通学路の点検、危険箇所などの問題点ということで、教育委員会と学校に情報を提供するという事なので、これ毎年行っている小中学校PTAでの、毎年8月頃ですか、あれ、やっているのとの関係はどのようになっていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

毎年8月に行っている安全点検の中で、ハード面だけではなく、ソフト面の部分についてもありますので、そういった情報についてはスクールガードリーダーのほうにも情報を提供しながら、見守り活動を行っているところです。

なお、ガードリーダーさんにつきましては、不審者情報とか、そういったところに関しましては、速やかに情報を提供しながら、そういったところは重点的に点検を行っていただいているという状況になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 実は、ここで業務内容を聞いたということは、学校のやつが年に1回だということだったものですから、年に1回の点検ではなかなか大変だろうと思って、スクールガードリーダーの方が回っているとすると、その辺で、安全の通学路の点検と危険箇所がどの辺も、ただ子供たちの動きじゃなく、その辺は見てもらえるのかなということをお聞きしたら、やっているということですから、それで、やっぱりそれにしても3人の体制の中でこれを見てやるというのは、なかなか困難だと思うんですよ、業務内容、これを位置づけしておいたとしても、もうちょっとこの辺は業務内容を、私の思っている業務内容的にはここに入っていますから、いろいろなものを行っているということで、業務内容は大体理解できたんですけれども、もう一度言いますけれども、小中学校とのパトロールとのあれがちょっとどうなのかなと。パトロールをやっている1年に1回限りのやつで、あれでどれだけ改善されているのかということについていつも疑問に思っています。前にも言ったことがありますけれども、前にPTAの会長さんから資料をもらって、現にちょっと見て歩きました。なかなかそれがある時期、都市計画審議会にいたんですけれども、全く手がかさずということで、PTA会長さんもそのときは、いや、困っているんですというあれで、ただ、これは当然言われたから、されたからって、町と

してもすぐできるとは思っていません。

ただ、いまだにそのままになっているところも、危険箇所ということで、例えば柵がないとか、いろいろあるので、やっぱりそういうところはもうちょっと実際の対策ということで取り組んでほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

年1回の安全点検につきましては、ハードとソフト面というところがあるとお答えしたところなんですけれども、ハードの部分については、やはり担当の部署とか、警察官とか、そういうところに情報提供とか、確認しながら行いながら、計画的に順次整備のほうはお願いしているところがございます。安全点検を年1回やっている中で、この部分については、ソフトの部分ということで、PTAの方、地域の方、またスクールガードリーダー、そういった方たちがここはちょっと見通しが悪いなとか、そういったところを気づくことによって見守りの目、スピードを落とさなければいけないよとか、子供たちにはこのところは危険だから気をつけて歩こうねという安全教育的な部分のソフト面というところでの共通情報を理解していくというところの部分で年1回PTAも含めた形での点検を行っているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 次に参ります。

過去3年間の不審者の発生件数ということでお伺いしたところ、ここに平成30年が22件、令和元年が4件、令和2年は現在まで2件ということなんですけれども、過去のやつを見ると、結構十何件というのが発生している。この平成30年が22件と大きく不審者のあれが増えている。これはどんなことがあったんでしょうかね。翌年と比較するとすごく多いんですけども、この辺ちょっとお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

平成30年度につきましては、声かけ関係が6件、あとはカメラで子供たちの顔を撮るといったところも4件、あとは触るなどは1件ということで、あとその他は追っかけたりとかというところが結構多発しておりました。ただ、この辺につきましては、ガードリーダーのほうに情報を提供しながら重点的に指導したり、見回りをお願いしているという経緯もあるのか、令和元年度からの部分についての情報提供的な部分については、件数は減ってきているところです。今年度におきましては、警察からの情報においては、町内が1件、町外が9件ということで、

不審者情報が警察から寄せられていますが、そういった情報についても随時学校、スクールガードリーダーのほうに情報を提供しながら、日頃からの防災教育ということで、安全を心がけるように周知を図っているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 令和元年は4件、令和2年は現在まで2件ということで減ってきていることは非常によろしいんですけども、その中で、不審者が出たやつに対しての対策をどうやっていくかというか、対策は相手があればだからそんなこと分からないと言われるとあれだけども、それに対する具体的な取組というのはどのようにやっていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

不審者情報などは、学校に即情報を提供します。学校はその情報を受けて、子供の学年に応じて注意喚起を図っております。また、教職員やPTA、地域の方に見守りを行っていただいておりますので、必要な情報については提供し、見守りの強化をお願いしているところでございます。いずれにしましても、道路を歩くにしても、人混みの多いところ、少ないところを歩くにしても、危険というのはつきまとうものです。ですので、小学校1年生から中学校3年生までその年齢に応じた自分の命を守る意識、対応力をつけていけるよう積極的に安全教育を進めていくよう学校に指導、助言しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 次に行きます。

（3）、（4）番は一括ということでお答えいただいておりますけれども、（3）の現在の体制で十分な対応ができない部分があると思うがということをおただししてはおりますけれども「これは対応できない部分があると思うが」と質問しておりますけれども、もう十分にできているという解釈でよろしいんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 議員おっしゃるとおり、十分に対応できているというふうに断言できる状況ではないと思います。といいますのは、子供が登下校のときにはどうしても1人になる場合もありますし、見守りがされていない時間帯、場所もございまして。そういう意味で子供自身に危険な場所を教え、自ら身を守る。あるいは地域に情報を提供し、見守っていただく、教職員が随時巡回し、子供の安全を見守る体制を今後も図っていかねばならないというふうに思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） この（3）、（4）の関連で話をしますけれども、その中で小学校については、増員は難しいと。利府中学校区については今後増員を検討ということでもありますけれども、スクールガードリーダーの方というのは登下校の時間帯を中心にさっきもお話をしたとおり、巡回やあるいは見守り、指導を行っている、スクールガードリーダーというのはね。本町の場合は現行3名に対して、見守りをやると、本当に負担は大きいのではないかと。

それで、なぜこれを出したかという、皆さん、多分教育長もお分かりだと思うけれども、川崎市では本町と比較すれば人口からして、面積からしてべらぼうに違います。そんな中で、令和元年の5月にスクールバス待ちの児童らが殺傷された事件がありましたよね。それを機に安全対策の強化、登下校の見守り、指導役として警察OBのスクールガードも増員と、それから装備を充実に3億円を計上したということで、これは川崎市というののうちと比較すれば、人口規模も41倍、面積でも3.2倍ぐらいあるところですから、同じに考える気はないし、当然生活環境も違うから、まともにやってくれということではないけれども、ただ、川崎市ではガードリーダーは4,000人も増やし、比較にならないという単純に人口割からすると、本町ではガードリーダーを123名ぐらいにしたっていいのかなという思いはするんですよ。今言ったとおりこれはいろいろな条件が違うから、ただ単にそうはいかなんかということ、理解は当然できます。

だけれども、やっぱりこれは事故が起きてからの対策より、事故を起こさないための防止が先ではないかという意味でも何か今の話からすると、利府中学校区については検討となると1名ぐらいは増やす状態なのかなと取れるんですけども、やっぱり最低でも安全対策を強化する意味でも今の小学校区よりも中学校区あたりの6名ぐらいにはすべきではないかと。それによってやっぱり子供たちの安全を守るというのが筋じゃないかと思いますが、もう一度伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 議員、おっしゃるとおり子供たちの安全を見守る人間は多ければ多いほどいいわけでございます。今お話があった平成30年の川崎で起きました事故を受けて、その後、文部科学省は、全国に通知を出して、登下校防犯プランというのを作成するよう通知を出しました。それを受けて強化をしていっているところでございますが、スクールガードリーダーの場合は、現在利府町の場合、雇用して給与を払っておりますので、予算を伴います。その人間を一気に増やすことは難しいですので、今現在のところは教育長答弁されたように、若干名増やす方向で今後考えていきたいというふうに思っています。大事なものは人数を増やすこ

ともそうですけれども、地域の中に子供たちの安全を見守る担い手を数多くつくるというところにかかってくるかと思います。したがって、スクールガードリーダーの皆さんには、地域の安全ボランティアをしてくださっている方々のリーダーとしての役割を果たしていただけるよう今後考えていきたいと思っております。

また、同時に教職員も含めて子供たちの登下校の見守りをする人数がより多くなるように地域に働きかけたり、あるいは気をつける点はどのような点かなどについて、啓発をしたりしながら、地域全体、学校全体、保護者全体で子供の登下校の安全が見守られるような体制づくりを図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今、次長、おっしゃるとおり、確かに増やせばそれだけ金もかかるということで、だから、私は川崎のように123だと、そうはいかないよと。少なくとも6人ぐらいでやって、金がかかるというのは私も十分承知しています。だから、その中で6名ぐらいにして、その辺のかかるのについてはある程度見なければならぬのかなという思いで、子供たちの安全を守るためには最低限やってほしいということで今回質問をしましたので、それが今のお話だと、次の（5）に行くわけですよ。

じゃあこども110番の家、これとのつながりです。今の言っているやつがね。こども110番の家の設置というのは学校、地域、家庭が一体化を図り、子供たちのいろいろな危険や犯罪に直面した場合の緊急避難場所としての役割があると。数多く設置して、一層の協力、連携を取り、子供たちの安全にして地域で活動できる環境づくりの支援体制と、こういうふうにあるわけですよ。そうすると、今こども110番の協力者というのは、例えばこども110番のあれとかもいると思うんですよ。今こども110番というのは平成30年の7月時点の報告では、299軒あるということを知っております。将来的な目標は330軒ということもあるように、今、こども110番の家というのは何軒ぐらい指定されていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えいたします。

今こども110番の家の軒数につきましては、利府中学校校区で126軒、しらかし台中学校校区で103軒、利府西中学校校区で79軒、浜田・須賀地区において4軒、計312軒となっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 目標が330って、それなりに一応連携を取るためにやっているよ。

そこで、私も実は平成27年11月からこども110番の家に登録して、できる限り子供たちの登校、下校時を後ろに出て見守るように極力はやっているんですけどもね。

そこで、さっき教育長からもお話がありますけれども、いろいろ情報公開でやっている。確かに平成29年7月26日にもやっています。そのときは3か所というのは各学校から28名、小中学校から教員が9名、スクールガードリーダー3名、その他7名というのは、これは駐在所とか、生活安全、あるいは町民会議事務局とかということで出ています、参加住民。翌年平成30年7月にも当然この情報交換が開催され、昨年、令和元年の11月19日に、これがスクールガード養成講座と名称が変わったんですね。最初だからここに来た人から、何でスクールガードに、私たち……スクールガードとスクールガードリーダーとごっちゃになったわけです。グループ討議をやっているときに、「何で私たちスクールガードのリーダーあるのにいつの間にこんなのに指定されるの」ということだったわけ。ところがよく文書を見ると、スクールガードリーダー、こども110番の家となっていて、そういうあれだなということで、補助要員だなということで理解はしたんですけども、それで、今後はこのこども110番の家情報交換というのは、去年やったように、スクールガード養成講座ということに捉えてよろしいんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

令和元年度、昨年度に新しい形になったということですね。昨年度の形にした経緯というのは、子供の安全を守るボランティアやスクールガードリーダーも含めてですが、こども110番も含めてですが、全体で顔を合わせて協議をする場がなかったという反省もあり、一堂に会してスクールガードリーダー養成講座でその場を持ったというふうに聞いております。

今後ですけれども、これまでだとこども110番の家、312軒に例えば不審者情報があった場合、全て情報が行っていたかという、そうでもない部分もある。つまり情報を共有できていない部分も幾つかあったのではないだろうかということで、できるだけ子供たちの安全を守ることに携わっている方々にお集まりいただいて、情報共有をしてできれば研修会なども行い、スキルを高めていただき、より安全な登下校ができるよう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） これまでずっと私も3回続けていろいろ出てきたんですけども、毎回出て感じるのが、出席人員が非常に少ない。代表者という形なのかどうなのか、例えば去年のやつはね。そうした場合欠席者への情報周知というのをせっかくいろいろなこととお話し合っ

も、その周知という方法はどのようにやっていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えをいたします。

昨年度につきましては、スクールガードリーダー養成講座の中に、こども110番の方々と一緒に含めまして開催したものでございまして、例年、110番の家の方だけの情報交換会を年に1回やっておりましたので、その中でも今回の合同研修会を引き続きやっていただければということでお声も聞かれておりますし、また、こども110番の家を増やしていくにはどうしたらいいかということも、話し合われて、今後なるべく目標数値に掲げられる数値に達するような形を取りたいということと呼びかけをしておりました。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今の話ですと、令和元年は合同でやったということだと、これからのこども110番の情報交換そのものというのは、今後もあり得るということですね。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えいたします。

今後も当然その情報交換を密にして、連携をしていくところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） こども110番の登録者というのをどんどん増やしていくのは、さっき一番最初にも言ったけれども、やっぱり増やすことによって、子供を見る目が多くなるということで、それが一つだと思います。ただ、いろいろな会議にも何も顔を出さないと、果たしてそれを三百何件やったからって、安心しては駄目です。それで安全策とはならないわけですよね。こども110番の家の看板を掲げる方には意識を持ってもらわなければならないと思うんですよ。そういう意味合いにおいても、町としてはそういう出席されない方、看板をあれしているけれども、それに対しても意識づけというのはどのように取り組んでいますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えいたします。

例年110番の家の確認を今後行って、声かけをしていって、さらに日中いる方といらっしゃる方もいらっしゃるの、その辺のところの確認を、周知徹底を図られたらいいかなと思っておりますので、今後うちの職員のほうで出向いて、確認をしながら、こども110番の家の所在地も確認しながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） ぜひ子供たちを守るためにもやっぱりその辺を町で、それから地域一体になって進めていきたいと思いますので、ぜひ今お話ししたことを踏襲していただきたいと思います。

次に参ります。

地域防災リーダーの講座のフォローアップということで、（１）、（２）、（３）まとめて回答をいただきました。平成19年からって、私も平成20年にこれ受けておって、私、平成26年に一般質問をして、なぜやりっぱなしなんだと。やっぱりフォローアップ研修をやるべきじゃないかということで平成28年にやったのが1回目なんですね、フォローアップ研修をやったというのは。そのときに来た人数というのがこれまた少ないんですよ。1回から3回までの研修で先着50名という中で、参加者が36名、受講率72%、だけれども、1回目から3回目までの防災リーダー研修というのは大体45名ぐらいずつだから百二、三十名はいたはずなんですよ。ただ、全部集めるわけにはいかないから先着50名ということでやったと思うんですよ。だけれども、現実集まったのは36名ということなんですけれども、その後フォローアップ研修を毎年やっているということなんですけれども、2回目以降というのは平成28年にやってそれ以降というのは毎年やっていなくて、大体受講率はどれくらいになっていますか、各回。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、平成28年から町のほうでは地域の防災リーダーのほうのフォローアップ講座のほうを開催しておりまして、平成28年度につきましてはさっき議員おっしゃったとおり1期から3期の方々を対象に実施しております。平成29年度につきましては4期から6期の方々、こちらのほうの対象人数が大体100名ぐらいなんですけれども、そのうち、やはり参加率ということでは26名参加しております。あと、平成30年度につきましては7期、8期ということで、こちらのほうは20名の参加いただいております。昨年度につきましては、第1期から8期までの受講された方々の中で未受講だった方々を対象に募集をかけて実施したんですが、台風の後だったということもあって、11名の方が参加しております。今年度も引き続きフォローアップ講座のほうを実施する予定としております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） それで、今人数を聞くと、非常にあの、256名ですから、三百何人になっただけけれども、また減ってきているわけですね、いろいろな年齢とか等々によって。その中でや

っぱり研修を受けている人というのの数をみると、非常に少ない。だから、これもさっき言った子供見守りと同じように、何人いたからといってそれで安心ではないわけですよね。やっぱりそういうところで受講率低下ということに対しての対策はどのように取り組んでいくお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） やはりこれは繰り返しになりますけれども、繰り返し御案内をするような形で、開催のほうの回数を増やしながらかも、毎年実施していきたいなというふうに考えております。

あと確かに最初に300名程度の防災リーダー育成しております、現在では251名という形になっておりますし、平成19年度からやっておりますので、その辺で大分高齢化のほうも進んでおります。ということで若い方にも入っていただきたいということで、うちのほうでも育成講座のほうも実は開催していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 定着率悪いからその対策ということで聞きましたけれども、なかなかそれは100%求めることは少なくとも50%ぐらい行かないと、せっかく養成した人だといっても、あんまり意味のない、実際に何か起きたときに対応できないようでは困るので、あえて今ここで質問をしたわけですがけれども。そこで、地域防災リーダーというよりも、町としては今後どのような指導、活用を考えていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

大規模災害時における被害の軽減を図る上ではやはり公助だけでは及ばないという町長のほうの答弁でもいたしておりますけれども、やはり共助が重要になってまいります。そういう部分でも自主防災組織のリーダー的存在としての地域防災リーダーの皆様の活躍をしていただければ、これからはフォローアップ講座、あとは防災訓練等への参加の促進をしたりして、スキルのアップに努めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 地域防災リーダーは各地域の自主防災組織の中で大体活動すると思うんですがけれども、町としては、当然適切な指導は必要だと思うんですが、共通的に。その辺はどのように行っていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

フォローアップ講座以外にも町のほうで6・12の総合防災訓練、こういったものを小学校区単位で開催しておりますけれども、その際にも地域防災リーダーの皆様にも訓練のほうに参加していただいて、避難所での器具の取扱いであったり、そういった講習も行ってありますし、救助の訓練、そういったことの確認の研修、訓練、そういったものも行っているところがございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 各地区によってかなり防災リーダーの方というのは、最初の受けた平成19年頃は、大体私たちが受けた翌年平成20年というのは、町内会の役員が中心になって受けたんですよね、始まる時に。そうするともう八十五、六になっている方もいるんですよ。だから、当然もう悪いけれども、動けないというか、活動できないという方で……。

それで、実は地域防災リーダーに町から、防災リーダーになると帽子とベストが貸与されているんですよ。知っていますよね。だけれども、聞くと全く着たことないよと。着たことないよということは行動をやっていないんですよ。それに金がかかっていると思うんですよ。三百何人分もそろえてやっているんだ、それで入れ替わり入れ替わりやっていくとね。やっぱり地域防災リーダーというのは、地区を守るあれがあるんだったら、その地区でもって例えば私がもう年だから辞めたら、次の方を地区のほうで養成というか、補充するような形で、場合によってはあんまり着ていないようなチョッキとか、帽子なんていうのは、再活用してもいいような気がするんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、御高齢になって地域防災リーダーのほうを辞退したいという方もおります。ということで、今現在251名という形になっておりますので、これまでフォローアップ講座のほうに5年間力を入れてまいりましたので、令和3年度からは新たな若い方々の育成についても力を入れてまいりたいなというふうに考えております。その中で防災リーダーの皆様、各地区の自主防災組織での訓練、そういったところで町の職員も出向いておりますので、そういった方々に対しても引き継ぎというのではないですけども、新たな方々の育成にも努力してまいりなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今課長のほうから若い人の養成等々ということも出たので、ぜひやっぱ

りその辺を図って、万が一のことが起きたときは地域のあれが動けるような形をどうぞ整備してほしいと思います。

次に、最後の3番、東京2020オリンピック開催の町の取組についてお伺いをいたします。

これは7月の17日から19日に実施したら、共同通信社による全国電話世論調査では、来年夏に東京オリンピック・パラリンピックを開催すべきとの回答は23.9%、再延期すべきと答えた人が36.4%、中止すべきは33.7%、分からない、無回答が6%という回答があったと出ておりました。再延期、中止を合わせると実に7割に達しているということですね、オリンピックについて。要因は何かというと、当然新型コロナウイルス感染の終息時期が全く不透明な状態であるためです。開催まで1年を切っている。国、県からの最終開催確定時期はいつ頃町のほうに来るんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君）　オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君）　お答えいたします。

最終決定の時期ということでございますけれども、今のところ組織委員会、それから国、県のほうからは特にいつということは伺っておりません。

○議長（吉岡伸二郎君）　鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君）　県あたりとはオリンピックについては情報を交換していると思うんですけれども、この状態でいつ頃までね、ということは、町はやっぱりオリンピックを迎える以上、やっぱり成功させようと思っっているいろいろ町長もお考えだと思うんです。いろいろなことをさっきも言ったけれども、フラッグを掲げたり、モニュメントに巻いたり、それからいろいろやっていますよね。そういう中で金をどんどんかけていいのかということもあるから、やっぱりある程度時期的なということは、開催地としたら当然いつ頃ということは情報がある程度つかむ必要があるのかと思いますけれども、全く見えないんですか。

○議長（吉岡伸二郎君）　オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君）　お答えいたします。

現在のところは開催するということで動いているという状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君）　鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君）　現在ところはって、当たり前なんです、それは。だから、私が言っているのは、今誰もまだI O CでもJ O Cでもどこでもやめると言っていないんだから進む、やる

方向で進むのは当たり前なんです。ただ、やっぱり自治体、町としてね、それから県とかのつながりという中で、大体いつ頃最終確定は出るんだという、その辺も出ていないんですかということを知っているんですよ。今の時点ではやっぱりある程度目安は、それもないんですか。

○議長（吉岡伸二郎君）　オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君）　お答えいたします。

今のところは来年の7月に開催するという事で動いておりますけれども、そちらの報道機関等に出ている情報しかありませんけれども、そちらで申し上げますと、今年の10月ぐらいでいろいろなことが決定されるということで認識しております。

○議長（吉岡伸二郎君）　鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君）　そうですね、ある程度10月というのも何となく情報でも聞いてもいても、ただ、やっぱり私がお聞きしたことは推進室に聞いたやつでもっとある程度お話を来ているのかなと思って改めて聞かせていただきました。多分10月頃に出さないと、やっぱりなかなか大変だと思うんですよ、受入れ側というのも、ただ空回りの準備だけするようになると思うのでね。

それで、県が募集した東京五輪パラリンピックの都市ボランティア1,710名の3割を超すあれが来年の夏の活動をできないということで、県は改めて参加協力の呼びかけを検討しているようですよね、今。それで、活動できない理由としては、いろいろ受験とか、あるいは活動によるコロナ感染への不安、仕事の都合、就職活動、家庭の事情、1年延期となり、やる気をなくしたなど、いろいろあるようです。これパーセントも全部あったんですけども、パーセントまで拾いませんでした。今述べませんけれどもね。こういういろいろ理由があったと。県では大会を成功させるために、新たな都市ボランティアに対して11月から研修会をする計画で、そこで、最終確認するとありますけれども、地元利府2020応援サポーター会議のほうの状態はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君）　オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君）　お答えいたします。

まず、県の都市ボランティアの関係につきましては、当然利府町内だけでなく、仙台空港だったり、仙台駅だったり、そちらのほうで活躍する都市ボランティアの募集ということで県が集めたわけですので、そちらにつきましては、県が利府町のところには何名配分するというの

はまだ確定ではございませんので、それは県のほうが調整するということになります。利府町で行っている利府2020応援サポーター会議につきましては、町内の各種団体の方々に対しまして、利府町が行うおもてなし事業に協力いただくために会議を行っております。そちらにつきましては、当然去年の1月に町のほうで十の符事業ということで、利府駅からグランディまでの10か所におもてなしポイントを作成して、そこで利府町の団体の方にも手伝っていただくという計画ではありましたが、今後もう一度再構築して、計画を練り直して、それに町内の各種団体の方がどういったことを手伝っていただけるかというのを確認しながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今、私がお聞きしたいのは、例えば利府の2020応援サポーターもある程度人数というのはこれぐらいというのは、数はある程度必要だと思うんですがね。そういう目標はあったと思うんですけども、それに対する例えば県の都市ボランティアのように減っていませんかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（吉岡伸二郎君） オリピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

利府町が行っている利府2020応援サポーター会議、こちらは各種団体の方々、例えば婦人会だったり、観光協会だったりという方の代表の方を集めて御説明をさせていただいていた会議でございます。なので、実際に手伝っていただくのは、それらの中に入っております会員の方とか、そういった方々が手伝っていただくというイメージでございますので、減っているとかそういったことというのはないという状況です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） これは都市ボランティアと違って、別に何人どうこうでなく、各代表の中で婦人会さんは何人ぐらいということで、その中で調整できるということでよろしいんですね。分かりました。

次に、I O Cでは、このオリンピックについては、再延期はあり得ないと言っていますよね。聞いていますよね。そうすると、県内の新型コロナウイルス感染者は7月末で160名、うち1名の方が亡くなっております。8月中、私毎日ずっと調べたけれども、47名の方が宮城県内で発症、1名の方が亡くなっていると。昨日がまた3名だったかね、そんなことであります。

それで、全くいつ終息するのか見えない状態の中で、来年の夏の開催はかなり開催が難しい

んじゃないかなと考えられますけれども、町長、町としてどのようにお考えでしょう。さっき室長からお聞きしましたが、上から来ないんだという事情を。例えば町長がいや、JOCで言わないからとなるんでしょうけれども、町長としてはどういうお考えかちょっとお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木忠美議員にお答えいたします。

開催はするんです。中止ということは憶測とかうわさレベルでしかなくて、中止という文言は一言も今のところ正式や、公式な文書では出ていません。なので、1年延期をしてすると、開催とするということを前提に私たちもスケジュールを組んで、そして動いていきたいと思っておりますし、また、忠美議員御懸念の応援サポーターのほうも、そろそろ現状をどういうふうになっているのかという説明も含めて一度説明をしなければいけないなと思っております、それは指示をしております。ただ、一堂に会することということがなかなか今できない状況でございますので、この新しい生活様式を取り入れた形でどのように会議を開くかということも検討をしながら進めていきたいと思っております。なので、開催はするという前提で進んでおるということを今申し上げたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） なかなか答えというのは難しい答えなんでしょうけれどもね。町として昨年のサッカー国際親善試合、キリンチャレンジカップ、そのときにおもてなしのプログラムの実施ということで、今年は大会の機運醸成を図るために庁舎の1階の壁面に、五色の大型フラッグの掲示とか、駅からの沿道のモニュメントにフラッグをすとか、あるいは階段にまでカットフラッグをすとかいろいろ特に担当されている所管の職員の方には大変御苦労さまだと思っております。IOCとしてもコロナウイルス感染拡大から大会開催にはかなり苦慮しているのではないかと、判断するのに。ただ、そういう中で町になかなかいつということが来ないのかなと。ぎりぎりまでならないともしかすると来ないのかなと思うんですけれども、ただ、そのような状況から大会の簡素化ということもたしかIOCの会長は言っておりますよね、前の大会を盛り上げる。やっぱり延期になったことによっていろいろ各会場になるところ、関係する方の負担がかかるということで、簡素化を図りましょうという言葉も発しているわけですよ。そんな中で、万が一オリンピックが中止になった場合に、町の負担に、国から来る金は別として、町でやっぱりどうしても開催地とすればそれなりに金もかかっていると思うんですよ。私は答えにくいことを聞いているようだけれども、町の負担のみに終わらないようにするためにも、やっぱり町としては状況を的確に把握しながら今後取り組んでいかなければなら

ないという思いなんですけれども、いかがでしょうか。町長。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 忠美議員の再質問にお答えいたします。

もう忠美議員御懸念のことは私たちも懸念をしているところでございます。特に私はよく考えるのは、前回、もし通常どおりオリンピックが開かれていたら、かなりの確率でぶっつけ本番のことが多かったんですね。ぎりぎりということで、それが1年延期されたことによって、記者会見でも話をさせていただきましたけれども、皆さんに満足してもらえる練度を上げる期間をいただいたというお話をさせていただきました。今回、ただ練度を上げるにも、練度を上げる実演というのをまだやっていないんですよ。コロナ禍において、新しい生活様式を取り入れたイベントとか、特に屋外とか、そういうイベントとか、まだ私たちはやっていないんです。このまま行けばぶっつけ本番になる可能性があるんです。ぶっつけ本番になった場合、どういう結果になるかというのは、私たちは全く見えない。それこそ見えない結果になってしまう。

なので、そういうふうなぶっつけ本番にならない賭け事のようなことをしないためにも、新しい生活様式を取り入れた、このイベントということは、こういうふうになれば、こういうふうによればできるんだということの一つ一つ小さなことからでもいいんですけれども、証明していかなければならないですね。そこは私たちは開催するということのオリンピックの前提です。予行演習的なものはどういう機会をとらまえても、実現をして、その検証をPDCAサイクルでやっていかなければならない。その中で、もちろん最善の策を取りますけれども、もしかしたら何らかのコロナウイルス感染ということももしかしたら最悪の場合は考えて、出て来るかもしれません。また、より楽観的に考えれば、ワクチンがそろそろ開発されて世に出回るかもしれない。または治療薬も出て来るかもしれない。そういったことも考えながら、いろいろなシミュレーションをしながら、ぶっつけ本番で賭け事みたいな世界的なイベントにならないようにということを私たちはやっていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今町長からも答えの中で、予定どおりだと非常に大変な大会になったということで、ただ、これが1年延びたことによって大変な負担と大変な費用もかかるんですよ、今度は。さっき言ったのは、その費用もオリンピックのあれから来るとかというならいいけれども、やっぱり延びたことによってじゃあこれも抜けていた、これもやろう、これもやろう、どんどんやっていく、当然担当者にも負担もかかる。そんな中で開いてみたらやっぱり中止だ

ったと。なぜそれを言うのかということ8月末で、アメリカ全体でコロナの感染者数が600万人ですよ、アメリカで100万人以上と、となると全世界でということその何倍かということなんですよ。そうすると、いろいろな準備態勢を今日本で考えていたにしろ、選手は来られないと思うんですよ、今度は。日本が少ないから、終息傾向にきたといえども、あと1年をもう切っちゃったんだから、そんな中で本当にオリンピックはできるのかなと。幻のオリンピックになるんじゃないかなという非常に危機感も感じているわけ。せつかく利府でやるんだから、迎えたいという気持ちもありますよ、それ。だけれども、状況がこういう状況だから非常に考えたくないのかなと。だから今朝のテレビかな、国防費を削減してコロナ対策に回している国も出てきたということで、非常にこのコロナに対していろいろ各国でも考え方がずっと取組方が変わってきているわけですよ。

それらを踏まえて、じゃあ最後に町長から非常に聞きにくい話です。東京2020オリンピック開催と、新型コロナウイルス感染防止とでどちらを優先に取り組んでいきたいという考えでしょうか。どちらを優先して、利府の町長としてどのような考えかお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問にお答えいたします。

私は同時に取り組んでいくというところでございます。

先ほど御質問にお答え、すみません、しなかった費用についてでありますけれども、このコロナ禍によって、かなり助成金が非常に都合のいい助成金というのが数多く出ておまして、例えば野外イベントする際、または観光誘致に使う際、突然キャンセルにしても、それは全部国が持つよとか、そういう助成金が幸か不幸か出てきています。私たちが手を挙げる。またはやる気ある。そして新しい生活様式を取り入れた形でこういうチャレンジをしたいということであれば、そういうメニューがどんどん出てきております。それは私たちが開催地としてまず真っ先にやらなければいけない。示さなければならぬ取組の一つではなかったのではないかなというふうに私は考えております。

そして、東京2020、世界的な規模でコロナウイルスがやっぱりしょうけつを極めているというところもございまして、それは事実です。しかし、事日本に関して言えば、1億2,000万人いる人口の中で誤解を恐れずに言えば、死者数というのは極めて少なく抑えられております。重症化する方も極めて少なく抑えられております。一説によると肺炎で死亡される方、またインフルエンザで死亡される方のほうが極めて圧倒的に多い中で、事コロナに関しては非常に極めて低く抑えられているということ。もう何か月かコロナ禍になっておりますが、知見、エビデン

スというのがだんだん理解されるようになってきました。お年寄り、または高血圧とか、糖尿病など既往症を持っている方々は非常に重症化する率が高いと。または若い人たちにはなかなかそういうリスクは感じられず、今まで20代で亡くなった方は1人ということで、お相撲さん、いわゆる肥満の方がなくなっていると。そういういろいろなエビデンスも積み上げられてきておりますので、私たちはあらゆるもの、ワクチンとか治療薬というものに頼らなくても、しっかりと自衛することで、ある程度のイベントは開催できるんじゃないかと。世界規模になったときに、じゃあそれはどうするんだというところで、もしかしたらそれは無観客になるかもしれないし、新しい形、まさしくオンラインのオリンピックというものが出てくるかもしれないし、オリンピックの代替大会としてEスポーツオリンピック大会なんかが出るかもしれません。それは近い将来のことであるけれども、分かりません。

ただ、オリンピックはやるんだというところで進んでいる限り、私たちもそのオリンピック開催に合わせて、準備はしていかなければならないと思っておりますし、あらゆるメニューや助成、または費用、そして費用対効果とか、経済効果をもろもろ考えてやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今町長からいろいろお話を受けましたけれども、確かに今一番心配しているのは、当初コロナというのは高齢者がコロナになると思っていたら、最近は10代の子供まで下がってきているものですから、そういう意味ではちょっとどうなのかなということで、それから今町長が言われたオリンピックが万が一なくなったら、それに代わるやつと、高校野球みたいなやつね、私も勝手にそういうことを思っていたの。多分これオリンピックできなかつたらそれに代わるものを何か、時をもうちょっと過ぎた段階で、全世界は別としてアジア大会的に、今もアジアだけいろいろなものがありますけれども、それと代わるやつを何かやるようになるのかなという思いも勝手に思っているんですけどもね。そうじゃなく、ただ、そこで一番あれなのは、もう台風9号が向こうに行ったからいいかというところすぐ10号が来ています。もう去年のことを思い出すと台風がそこまで来ているんですから、やっぱり金というのは大事に使っていかないと、今から町長は、金は向こうから来るから心配ないような話に取れますけれども、現実的に町からだって当然金は出ていくんです。今町としては1円たりとも金を大事にしていかないと、今回のコロナだって、町独自の金を幾らでも出せるという状態ではなかったんですから、そういう意味合いにおいてもひとつそこまで来ている台風等々も考えてやっていただきたいと思います。最後に町長。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木忠美議員の今の御忠告、御忠言を真摯に受け止めて取り組んでまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、7番 鈴木忠美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時15分とします。

午後2時02分 休 憩

午後2時15分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔3番 鈴木晴子君 登壇〕

○3番（鈴木晴子君） 皆様、こんにちは。

3番、公明党の鈴木晴子でございます。

今定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、地球温暖化対策への町の取組について。

世界では今、異常気象による深刻な被害が相次いでおります。日本でも集中豪雨や台風の被害が後を絶たない状況であります。このまま温暖化が進むとさらに被害が拡大するとの懸念が高まっている中、昨年9月に国連で気候行動サミットが開催され、国連加盟国の3分の1に当たる65か国が「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする方針」を表明いたしました。日本の自治体でも、本年6月時点では100団体が表明しているところでございます。町も「利府町地球温暖化対策実行計画」を策定し、取り組んでいるところであります。さらなる取組として、以下、町の考えをお伺いいたします。

（1）本町としても「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする方針」を表明し、地球温暖化対策へ取り組んでいくべきではないでしょうか。

（2）「利府町地球温暖化対策実行計画」では、2030年度の温室効果ガス排出抑制目標は、基準年の2013年度より26%減の3,355トンとなっております。この削減目標への取組として以下の点をお伺いいたします。

①町としての取組として、次世代エネルギーであるCO₂を発生させない水素エネルギーの普

及も必要であると考えます。宮城県では「水素エネルギー利活用推進ビジョン」を策定し、推進しております。ビジョンの中に、水素ステーションの整備について、国や自治体、事業者との連携が必要であると記載されておりますが、町としても積極的な誘致をしてはどうかお伺いいたします。

②CO₂削減へ町民とともに取り組んでいく仕組みが重要であると考えます。今後の取組をお伺いいたします。

(3) 来年オープン of 文化交流センターが地中熱等を利用した環境に配慮した建物であります。町として地球温暖化対策への取組をアピールする場として活用していくべきではないでしょうか。

(4) 気候変動適応法では、自治体の努めるべき項目として「気候変動適応計画」の策定や情報提供、気候変動適応センターや気候変動協議会の設置とあります。町としての今後の取組をお伺いいたします。

2、これからの防災対策について。

地球温暖化の影響による気候変動により、近年、日本各地で集中豪雨や台風の被害が相次いでおります。町としても昨年の台風被害は記憶に新しいところであります。また、宮城県沖地震も今後30年の間に90%の確率で発生すると国の地震調査研究推進本部の報告で明らかになっております。コロナ禍の中、今まで以上に防災対策が求められております。これからの防災対策として、以下、町の考えをお伺いいたします。

(1) 感染症対策として3密とならない避難所運営、避難計画が重要であります。町はその対策の一つとして「利府町防災マップ別冊」を作成し、全戸配布いたしました。

以下の点をお伺いいたします。

①「避難行動判定フロー」の町民への理解向上の取組方法をお伺いいたします。

②車で避難する場合の場所の確保と受入れ体制をお伺いいたします。

(2) 東日本大震災時、自助、共助、公助がうまく合わないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが認識されました。その教訓を踏まえ、2013年の災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区の住民や事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」が新たに創設されました。この計画の策定の手引きを作成し、推進している自治体がございます。町も取り組んではどうかお伺いいたします。

(3) 町民から防災行政無線が聞こえにくいとの声が多くあります。国はその対策として戸別受信機の導入を推進しております。町も導入してはどうかお伺いいたします。

(4) 近年、シェアリングエコノミーを活用した被災地支援が活動の幅を広げております。キャンピングカーやキッチンカーの派遣など、内容は多岐にわたります。関係機関と協定を結ぶことにより、スムーズな支援が受けられると考えます。町としても検討してはどうかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、地球温暖化対策への町の取組について、2、これからの防災対策について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の地球温暖化対策への町の取組についてお答え申し上げます。

まず、(1)の温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする方針の表明についてでございますが、今年の8月6日時点で、全国で151の自治体の方針を表明しております。そのうち、宮城県では、村井知事が昨年12月の県議会において、今年改定予定の次期宮城県環境基本計画に2050年にCO₂の排出を実質ゼロとする目標を掲げる方針を表明しておりますので、今後本町におきましても、宮城県の次期計画の策定に合わせ、検討してまいりたいと考えております。

また、既に方針を表明している都道府県と指定都市以外の市町村においては、自治体単独での方針表明ではなく、近隣の複数の自治体が広域的に連携して方針を表明している事例が多数ありますので、併せて検討してまいります。

次に、(2)のCO₂削減目標への取組についてのうち、①の水素ステーションの誘致についてでございますが、現在、県内には仙台市宮城野区に1か所の水素ステーションがあり、来年には県内2か所目の水素ステーションが岩沼市の仙台空港周辺に整備される予定であります。宮城県では2025年までに仙台圏域で3か所程度の水素ステーションを整備する予定としており、場所の選定に当たっては既存のステーションから30分圏内を予定していると伺っております。本町では、ことしの4月に水素燃料電池自動車1台を公用車として導入しておるとおり、温室効果ガスの排出量削減に向けてCO₂を出さない水素燃料が次世代エネルギーの柱になると考えております。水素ステーションの整備に対する県の補助対象は、個人事業者または法人となっており、本町のみ意向による整備は難しいものであります。しかしながら、今後民間企業などから水素ステーション整備の意向があった場合は、積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、②の今後のCO₂削減に向けた町民との取組についてでございますが、連日の猛暑や豪

雨等の異常気象、省エネ家電、ハイブリット車、太陽光発電、蓄電施設の設置など、関連する話題が連日各種メディアで取り上げられており、町民の皆様のCO₂削減に向けた省エネ意識は日々高まっているものと考えております。省エネのほかにも燃やすごみの量を減少させることにより、CO₂の排出量を大きく削減できることから、本町ではこれまでも町民の皆様に御協力をいただき、ごみの分別やごみ減量化についてお願いしているところでありますので、今後も引き続き周知徹底を図ってまいります。

また、町民の皆様が楽しみながらCO₂を削減できる取組として環境家計簿や家エコ診断などの無料スマホアプリ等がございますので、各家庭で積極的に活用いただけるよう周知してまいります。

次に、(3)の文化交流センターでの地球温暖化対策への取組についてでございますが、議員御承知のとおり、現在建設中の文化交流センターの設備につきましては、CO₂削減の方策として地中熱を利用した空調システムや、太陽光発電システム、さらには照明器具のLED化を採用するなど、環境に配慮した施設となっております。施設開館後には、施設内に発電量を表示するモニターを設置するほか、環境に配慮した施設である旨のパンフレットへの掲載などを検討しているところであり、地球温暖化対策への取組を多くの町民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

次に、(4)の気候変動適応法に基づく町としての今後の取組についてでございますが、近年の地球温暖化による気温の上昇や大雨頻度の増加、猛暑による熱中症リスクの増大など、気候変動による影響が全国各地で発生しております。国内外では地球温暖化をこれ以上進行させないための対策として様々な取組が行われているところですが、地球気候変動適応計画の策定については、議員、御指摘のとおり、自治体の努力義務とされ、既に全国49の自治体で策定しており、宮城県においては平成30年12月に宮城県地球温暖化対策実行計画の区域施策編を地域気候変動適応計画として位置づけております。本町では、現在のところ気候変動適応法に基づく計画策定は行っていない状況ではありますが、平成29年度に策定した利府町地球温暖化対策実行計画を実務事業編に基づき、CO₂などの温室効果ガスの削減などを含めた地球温暖化対策に取り組むとともに、宮城県や関係機関と連携し、町民の皆様と一緒にCO₂削減に取り組んでまいります。

次に、第2点目のこれからの防災対策についてお答え申し上げます。

まず、(1)の感染症対策としての避難所運営、避難計画についてのうち、①の避難行動判定フローの理解向上への取組についてでございますが、このフローは自らの命は自らが守るという自助の意識を持ってもらうため、災害時に各自が取るべき行動について平時から確認していただ

くよう作成し、配付したものです。今後、各地区の自主防災組織の防災訓練や防災講話においてハザードマップの説明と併せ、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、②の車で避難する場合の場所の確保と受入れ体制についてでございますが、町ではコロナ禍における避難所開設運営方針のもと、3密を避けるとともに体調による分離など、感染症拡大防止に配慮した受入れを行うため、自動車の利用を想定し、駐車場を確保できる総合体育館や小学校体育館など、大規模な施設を避難所として開設することを基本としております。

また、避難者の中には感染を懸念する人や、ペット同伴などの理由により駐車場での車中避難を希望する人もおりますので、避難所の受付において、避難者を把握することとしております。

次に、(2)の地区防災計画策定の手引きの作成についてでございますが、議員御指摘のとおり、この計画は町内会単位で地域住民が自発的に地域の特性を捉え、計画を作成することから、大変有効であると考えております。しかしながら、災害対応マニュアルの作成を行っている地区はありますが、地区防災計画の作成までには至っていないのが現状でありますので、今後各地区の防災講話などにおいて作成に向け、周知、助言してまいりたいと考えております。

次に、(3)戸別受信機の整備についてでございますが、現在、町では平成26年度の同報系防災行政無線の難聴エリアや各地区の避難所となっている公共施設や集会所などに187台の戸別受信機を設置しています。防災行政無線の放送が聞こえにくいなどの御意見については、町としても把握しており、現在消防庁が行っている無償貸付け事業が活用できないか調査、検討しているところであります。

最後に、(4)のシェアリングエコノミーの活用についてでございますが、議員御承知のとおり、本町では災害時に必要となる物資やサービスの提供などの支援について、多くの団体、企業と災害協定などを締結し、連絡体制などの強化に努めているところでありますが、シェアリングエコノミーにつきましては、本町では行っておりません。近年、被災地支援として車両の貸出しなどのシェアリングについて、自治体と企業が協定を締結しているところもございますので、先進自治体の状況などを調査してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

気候変動は、単なる環境問題にとどまるものではなく、地球に生きる全ての人々の将来世代への脅威という意味で、人類の命運を握る根本問題であると認識することが非常に重要であると世界の識者は語っております。私も全く同じ思いであります。この認識、町長はどのように思うかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木議員の再質問、人類の命運を握るものだというお考えをどう思うかということですが、温室効果ガスについて、私はちょっと懐疑的に捉えております。ただ、気候変動については、まさしくそのとおりだと思っておりますので、これが温暖化に向かっているのか、寒冷化に向かっているのか、実は人類学者も分かっていないというところも私も調べていろいろと研究を実際にしておるところでございますので、このまま温暖化しますよという道で突っ走っていいものか、途中で物すごく寒冷化を実はしていたんだというところに転がっていくのか、ちょっとここは見極めなければいけないところであるなどと思っておりますが、気候変動自体は、戦争を含む人類の命運を握っているということはそのとおりだと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 町長の考えはよく分かりました。

気候変動に関する政府間パネル I P C C の特別報告書によりますと、温暖化が現在のペースで進むと、早ければ2030年にはパリ協定が抑えようとしている1.5度の上昇幅を突破するおそれがあるとしております。海面上昇によるより住む場所を追われる人や、水不足の影響を受ける人が大幅に増えます。さらに嵐が猛烈になり、貧困層が増加し、米、トウモロコシ、小麦といった主要作物の収穫量が減り続けると予測されています。このような世界とならないために、今後10年間の一人一人の行動が、また自治体の行動が非常に重要であると思えます。町長の考えでは温暖化がどうかというふうな懐疑的な考えがあるというふうにおっしゃっていましたが、世界は1.5度の上昇幅を抑えようと今動いているところです。町長としてそのような考えで温暖化問題に進まれるということは、足並みがそろわないのではないかというふうに思いますけれども、もう一度考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木議員にお答えいたします。

I P C C、かなり科学者の中でもいろいろな議論があるというふうに言われております。中には非常に数字の面で都合のいい数字ばかりをピックアップしているのではないかというふうに言われている人もおります。私もいろいろな政策を進める上で、国際機関がこう言っているから、是が是なんだというつもりはありません。自分の頭で考えて、そしてデータを見て、研究をして、海面上昇、嵐が多くなる、そのとおりだというふうに思っておりますが、それが、イコールCO₂が増えたからなのかどうかというのも実は分かっていないというところがあります。皆さん、鈴木議員、御案内のとおり、大気を構成するのはCO₂が何%であるか、0.0数%ですね。

ほぼ窒素と水蒸気が大気を占めております。じゃあどうやってCO₂が温暖化の原因に寄与しているのかと、これは実は分かっていません。ので、宇宙線であったり、海面の細胞の動きであったり、または原子レベルの動きで、動きが関わっているのではないかと、いろいろなことが科学者間で議論されている。まさしく議論されている真っ最中のところであるということ。その議論の真っ最中の中で、軽々に判断をして、こうだということはもう少し時間をかけて調べていくべきではないかと私は思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） もちろん町長の今おっしゃったような考えが世界にあることも分かっておりますが、パリ協定として、世界がその1.5度の上昇幅を抑えるためにSDGsをつくって、皆でやっていこうというところで、利府町の首長としてそのような発言をされることに、私はとても残念でならないところであります。未来のために、未来の子供たちのためにしっかりと町として行動して行っていただきたいと思っておりますけれども、町の総合計画でもSDGsの理念をしっかりと掲げてやっていくというふうな思いを今回私たちに説明するというふうになっております。SDGsの13番目のところも気候変動に立ち向かうために緊急対策、緊急に対策をしていかなければならない、そういうときだというふうに私は思っております。

そういう面でも近隣の首長の皆さんの考えを見て、宣言していくというふうになっておりますが、もう既に日本の国自体が2050年までゼロにするという表明をして動いているわけですから、やはりしっかりと利府町も表明していくべきという、早急に表明していくべきというふうに思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

SDGs、否定するものではありません。私も気候変動は認めております。それが温暖化なのか、寒冷化なのか、もっと見極めていかなければいけないし、CO₂原因説だということが凝り固まってそのように流れているというのがちょっと怖いんじゃないかと。そこは私も研究が必要なのではないかというお話をさせていただいておるところです。なので、国がみんな動いているから、自治体も動かなければいけない。それは科学的な本当の考え方なのか、むしろ逆に懐疑的にならざるを得ないのではないかなと思っております。

この理科教育とか、科学的に物事を見るというのは、データや数値をしっかりと把握して、自分の頭で考えて結果を出していく、述べていくということだと思っておりますので、もう少し先ほども申し上げたように、時間が必要なのではないかと申し上げさせていただきますし

た。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 町長の考え方としては分かりましたけれども、一自治体の首長として、しっかりと町民を守っていくという視点の立場からぜひ答弁いただきたいんですけども、やはり今このような世の中で、嵐が、台風がひどくなってきて、温室効果ガスの影響によるという形で日本も動いている中で、利府町だけがそのような考えでCO₂削減の目標に対して動いていかないというふう聞こえるんですけども、その辺はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

そのように聞こえるということでは、私が舌足らずな面が残念なことになっているのかなと思っております。鈴木議員もこの質問に言及していただいたように、県内の首長では水素自動車を公用車として使用しているのは私というか利府町のみでございます。そういったことでは環境に配慮したことをしっかりと行動に移している意識を実現をしているということは自負しております。なので、いろいろな議論がある中で、しっかりと考えてその考えを反映をさせていく、そして納得したらそれを実現させていくというプロセス、そのことはしっかりとやっているということでございますので、町民の皆様をどのように認識をされているのかということ私がおっしゃっていることと、取っている行動をしっかりと見ていただきたい。そして、私も説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 水素ステーションのほうに行きます。

世界では、政府のみならず企業をはじめとする非政府主体も巻き込んで、脱炭素社会への移行に向け急速に舵が切られているところであります。水素エネルギー利用は90%以上の1次エネルギーを海外化石燃料に依存する日本のエネルギー供給構造を変革、多様化させ、大幅な低炭素化を実現する手段であるとされています。そのような面からも国は次世代エネルギーとしての水素エネルギーの水素基本戦略を策定して取り組んでいるところであります。そのシナリオでは、2017年に全国に100か所のステーションがあったものを、今後10年間で900か所に増やす方針であります。先ほど町長の答弁でも3か所目に岩沼が決まりつつあって、また30分圏内に今考えているというふうな考えを聞いておりましたけれども、そのような面では、利府町は高速のインターが4か所もあるという部分では、誘致するのにはとても条件のいい場所ではないかというふうに思っております。そういう面では受け身の姿勢ではなく、手が挙がってから積極的に支援をする

のではなく、先に積極的に誘致をしていくべきというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁、町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

水素ステーションはそのとおりでございまして、私も文化交流センターの目の前に、この水素ステーションが来たら物すごく町民の皆様にも、町の姿勢を示せるし、格好いいなというふうに思って、県に問い合わせました。県に問い合わせた結果、やはりこれは事業者ベースなんだということの回答がございましたので、なので、答弁で事業者がいらっしゃれば、積極的に応援をさせていただきますという回答をさせていただきました。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） その事業者へ積極的に声をかけていていただきたいなというふうに思います。

それでは、②の今後のCO₂削減への取組についてでございますけれども、やはり町もごみの分別をしっかりと、減量していくことが大事じゃないかというふうな答弁でございました。私も全く同じ思いなんですけれども、町のホームページのほうにその実際の今の現状が載っておりますけれども、町のごみの1人当たり、1日当たりの量が全国的にも負けないレベルでもう大分多い状態であるんですね。それはきっと町民の皆様は分からないのではないかとこのように思います。その部分をしっかりと理解していただきながら町民の皆様とともに、この問題に対して取り組んでいかなければならないと思っております。このホームページ上にそのごみを出さない工夫が3つ載っているんですけれども、全国的に大分悪い数字を出している利府町がこの3つの取組だけでは、駄目なのではないかなというふうに思っているんですけれども、やはり生ごみを減らしていくことも大事ではないかなというふうに思うのですが、以前、町では生ごみ処理機に助成をしていたのが、今はしていない状況になっています。この経緯をちょっとお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

ごみの分別、あとごみの減量それについては、町のほうでも町民の皆様にはチラシを配布するなり、ホームページに掲載するなりして、周知を図っているところでございます。議員、今おっしゃいました生ごみ処理機への助成、すみません。これの助成が今ないということでの至った経緯なんです、申し訳ございませんが、後で調べてお答えしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 私、利府町民になってすぐに実は助成を受けて買った人なので、あったのは間違いないんですけども、今ないというところで、七ヶ浜と多賀城はしていて、松島と利府、あと東部衛生管内でしていないんですね。宮城県内でもほぼほぼ自治体は約3万円程度の助成をしているところですので、ごみが県内でもワーストに入っている利府町がこのことをしていないというのは、ちょっと問題なのではないかというふうに思いますので、この生ごみ処理機への助成をしっかりと再度検討していくべきではないかというふうにと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 今御質問といいますが、やはり議員からのお言葉頂戴いたしまして、うちのほうでも先ほど助成がなくなった経緯等調べてということでお答えいたしました、それに合わせて近隣の状況等を調査しまして、検討してまいりたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 県のほうで環境税を活用した事業を市町村が使える事業、メニューを用意していると思うんですけども、その中に、省エネ機器を導入する際の補助の部分があります。そういう面では、そのようなエネファームであったりとか、町民の皆様がそういうのを導入するときに補助をする県の補助もある中で、町もそれに乗っかって一緒にできるという部分では、そういう部分もしっかりと検討していかなければいけないのではないかと思います、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

宮城県の環境税を利用した補助関係、いろいろメニューがあったとかございますけれども、そういう中で、県のほうで住宅エコですかね、そういった部分に対する県の補助等ございますので、そちらのほうのPR等もやっているところでございます。なので、そういった部分でどういったものが利用できるかというのは、調査してまいりたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それから、環境税なんですけれども、県の環境税のほうで今後新しくこの税を活用した事業の中で気候変動適応策を地域から推進する人材の育成なども県のほうでは進めていきたいというふうな考えがあるようでした。このような県の事業も活用しながら、やはり助成することも大事ですけども、人を育てていくこと、環境問題に対しての問題意識を持った人を育てていくことも大事だと思います。その県の事業を参考にしながら、町でもそのようなこ

とを進めていくべきではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

環境税を活用した事業、町のほうでも今文化交流センターとか、学校関係のほうで活用させていただいております。そんな中、県のほうの人材育成という部分がお示しになられているということでございますので、どういったものなのかちょっと調べたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 環境対策を進めるには、やはり財源も必要なのではないかと思います。そういう面では、町のふるさと応援寄附金のほうの活用も大事なのかなというふうに思うんですけども、今のところ使い道として環境の部分が使い道としての設定がないような状況であります。やはり環境問題の意識の高い自治体はそのような部分の使い道もしっかりと設定をしてやっているところがございますので、町としての環境対策の項目をしっかりと設定して、ふるさと納税のほうも行っていくべきではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

今の担当課長が申しました今後の政策によって、そういったものは検討していきたいと思えます。ただ、現在は、使い道を指定しないという部分もございますので、そういった活用もできるのかなというふうには思っています。ただやはり事業の実施が大前提になってくるかと思えます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 町長も気候変動に対しては大事だということでしたので、しっかりと気候変動という部分の項目を設けて対応していくべきではないかというふうに思っています。

それでは、3番目の文化交流センターのほうに移りたいと思えます。

こちら管理運営の基本方針の4には、環境の変化に適応する管理運営というふうな項目が掲げられております。太陽光発電、地中熱利用、雨水利用の施設整備を活用して地球環境への配慮、防災、減災への対応と様々な環境の変化に適切に対応する管理運営というふうになっております。委託される業者にはこの部分、しっかりと取り組んでもらえるようにしていただきたいというふうに思いますが、来年のオープニングイベントの際にもしっかりとこの地球環境に配慮した建物であるということをアピールしながら、イベントにしていくことも大事ではないかなというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 御質問にお答えいたします。

鈴木議員おっしゃられますように、文化交流センターのほうは指定管理となりますが、指定管理のほうにしっかりその辺をお話しして、指定管理委託業者と協議していろいろ検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） オープニングイベントにもしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですけれども、そのほかにも6月に環境デーがあったりだとか、クールアースデーだったりとか、12月は地球温暖化防止月間など、いろいろな環境の日、月間などがあります。そういうような部分では、しっかりとその日にちを使いながら発信をしていく場としていくことが重要ではないかというふうに思いますが、もう一度お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 6月5日の世界環境デーや12月の地球温暖化防止月間に合わせて、何かPR活動はできないかということですが、今後、関係課とあと指定管理業務委託業者と調整を行い、環境に配慮していることのパネルの設置ができないかとか、各県で行っている取組を参考にして、いろいろなPRを検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 文化交流センターという部分で人がいっぱい来ると思うんですけれども、そういう部分で図書館の機能もあるという中で、やっぱり図書館には気候問題に関する本もたくさんある中で、やはりそのようなときにしっかりとその図書の展示をしながら、アピールしていくことも大事ではないかなと、やはり生活環境課と生涯学習課であったりだとか、そういう部分、みんながコラボしながら、地球環境問題に対して取り組んでいくことが重要であるというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 地球温暖化に関する本を取りそろえてということですが、こちらに関しましても、関係各課と指定管理業者と調整を行って、子供から大人まで読めるような環境の本を用意できるかどうか調整し、検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 交流センターが継続的に地球温暖化、地球変動に対して発信できるような拠点になっていければいいかなというふうに思います。

それでは、（4）番の気候変動適応策のほうに行きたいと思えますけれども、この気候変動適応策というのは、町のほうの答弁書を見ますと、CO₂削減に取り組むというふうに書いてあるんですけれども、適応策はCO₂削減というよりはCO₂削減というのはまず温室効果ガスの排出量を減らすのが適応策なので、CO₂を減らすという、適応策というのは温暖化の影響をできる限り小さくするのが適応策というふうになっております。ですので、気候変動による被害の回避であったりだとか、軽減等を図る対策を取る、そのような適応策、この適応策の対象になるのは分野も手法も本当に多様であります、水害であったり、農業対策であったり、健康対策であったり、現在既に生じている影響に加えて予測される将来の気候変動影響にも対応する必要があるために策定しているものであります。今町でも様々な施策がありますけれども、その施策が実際、将来の気候変動に対して十分な対応力を持っているのか、そういう部分を検証する。また持っていなければ、追加的な適応策を検討する必要があるかなど方向性を示して整理していくものであるというふうになっております。しっかりとその気候変動の影響を分析して、それに対する適応がどうなのかということを検討していくものであるのもので、やはりこれはCO₂の削減ではない、また別な考え方ですので、しっかりと研究していただきたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

気候変動適応計画、適応策ですか、これにつきましては、地球温暖化対策実行計画、そういったものと両輪をなす施策ということで国からも示されてございます。そういう中で、いろいろな各種の分野において議員おっしゃったとおり、被害を回避、軽減するための取組というふうには捉えてはございます。ただ、県のほうでも現在地球温暖化対策実行計画の区域対策編を地球気候変動対応計画として位置づけたところでございますので、そういった意味で、町のほうではまずもって温室効果ガス、そのCO₂削減、これについてということで回答を町長の答弁のほうではさせていただいておりましたので、そういったことで県の状況等も踏まえながら、今後検討、検証してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 国のほうではこれは広域での計画策定も必要ではないかというふうに言っておりますので、その辺も踏まえながら検討していただきたいと思えます。

それでは、大きい2点目の(1)の①の避難行動判定フローのほうに行きます。

国は令和2年4月21日に各県に避難の理解力向上キャンペーンの実施について通知いたしました。国は令和元年の台風19号による豪雨災害を踏まえまして、中央防災会議防災対策実行会議におきまして報告書を取りまとめました。報告書では、その19号の教訓を踏まえまして、町長からもお話のありましたとおり、自らの命は自ら守るという意識を一人一人に醸成させるため、避難行動を促す防災の理解力を向上させるための普及活動を行う必要があるというふうにしております。具体的な取組としましては、ハザードマップの各戸に配布、回覧、避難行動判定フローや避難情報のポイントの配布、回覧というふうになっておりまして、既に全戸配布しているので、この通知に対しての動きはもう既に行っているのかなというふうには思うんですけども、やはり全戸配布したからやりましたでは、やはり一人一人に醸成させるというふうなものにはまだいかないのかなというふうに思います。また、このフローを活用して避難訓練や出前講座なども実施することを推奨しているようではありますが、今このコロナ禍の中に出前講座をしても人が集まるのかというふうな問題とかもあると思います。そういう面では、今町ができたこととして、今、SNS、LINEで町民の皆様にもいろいろとお知らせをしているところかと思いますが、そのLINEを利用して、この避難行動判定フローを今台風がまた増える時期になってきているので、送信していくことも大事ではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、台風19号の被害を受けて、国のほうも検討をいろいろ行われている中そんな中、今年に入って、新型コロナウイルス感染拡大ということも踏まえまして、国のほうからはまた避難についてのいろいろ考え方等々が示されております。その中では、住民、まずは自らの命を守る、避難するというのはいくつかのことですよというようなことを示したフローが避難行動判定フローという形で町のほうにも提示されておりますので、町としては、まずもって平時から住民の皆様が災害時においてどういった行動を取るべきかということを知っていただくために、チラシのほうも作成しまして、防災マップ別冊という形で配布のほうをさせていただきました。これの周知につきましては、町長答弁しておりますが、これから自主防災での防災講話など、そういった場面等々を利用して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。そんな中、議員から御提案ありましたが、LINEを活用したということでの御提案でございますので、このSNS、町の防災情報についてもLINEで発信するようにはしておりますので、それで載せら

れるかどうかはちょっと調べないと分からないので、調査してまいりたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ発信していただきたいと思いますが、避難行動判定フローも物すごく大事ですけども、やはり自分の避難行動が見える化するマイタイムラインも非常に重要であると思います。このマイタイムラインをチェックシート式にして、公表している自治体があります。そういう面では、このマイタイムラインの活用を促しながら、避難行動判定フローも使っていただくというふうな取組も必要ではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 答えいたします。

避難行動について、災害時におけるタイムラインについては、よく言われておまして、そういったことについても事あることに周知等々を活用しておりますが、その部分についても検証してまいりたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、次の車での避難のほうに移りたいと思います。

国交省では今年の台風の際に、内水氾濫が各地で起きたことを受けまして、各都道府県、市町村に対しまして、内水ハザードマップの作成を進めているところであります。やはり車での避難の際には、この内水ハザードマップも大分参考になるものではないかなというふうに思っておりますが、やはり町としても内水氾濫が今年の台風では起こったところであります。やっぱり策定していくことが大事ではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 答えいたします。

確かに台風19号では、利府町内、浸水被害が発生しております。降った雨の量が多かったということで、洪水浸水ではなくて、内水による部分が大きかったとは思っております。そんな中、町のほうで作成している防災マップにつきましては、千年に一度の大雨を想定した洪水ハザードマップ、県のほうでこれを調査しておまして、それをベースに浸水想定区域を掲載してございます。そんな中、これには内水のほうは考慮されておられません。これを考慮するとちょっと見にくい部分も実はございますので、どういった形がいいのかというのは、ほかの自治体でもなかなか内水までのハザードマップはできていない、つくっていないという状況ですので、そういった部分も踏まえて、検証してまいりたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番(鈴木晴子君) 今まではひどい自治体に国はしっかり策定するようと言っていました、この19号があったことによって全ての自治体に策定するように通達したところございますので、しっかりと、本当にこれは避難する際に、まさかこんなところかという声をたくさん聞きましたので、ぜひ策定していただきたいと思います。

それから、車で避難するということは、そのままその場所において、今度はコロナの影響によって、やっぱり車中避難をしたいという方が大分増える。また、町の避難所も約4分の1近くの収容人数に感染対策ですと、なっている状況では、やはりその対応をしていかなければいけないというふうに思っております。町としては、総合体育館を基本としているというふうな答弁でございましたけれども、富谷市ではしっかりとこの何か所か、ここで車中避難できますというものを公表しておりますので、しっかりとこのどこに行けば、車で避難できるのか。車中避難ができるのかということホームページなり、広報なり、どちらでも公表していくことが大事ではないかなというふうに思います。また、富谷市では、車避難の仕方までしっかりとホームページ上に掲載しております。エコノミー症候群にならないようにだとか、どのような形で避難していくのかとか、結構細かく書いてありますので、そのような部分も参考にしながら、しっかりと町民の皆様を示していくべきではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長(吉岡伸二郎君) 生活安全課長。

○生活安全課長(郷家洋悦君) 答えいたします。

コロナ禍における避難所の運営ということで、町のほうでも避難所運営マニュアル等々、今年になってコロナ禍における避難所運営マニュアルのほうも作成しております。そういう中で、当然車で避難してこられる方々が大雨のときには多いということも想定して、体育館なり、学校の体育館、そういった大規模施設を順次避難所として開設していくような考えを持っております。

富谷市さんが公開しています車中避難のやり方とか、そういった方法については、ちょっと勉強不足なので、今後調べてまいりたいなと思っております。ただ、そういった部分で車中避難もあり得るということで町のほうは避難の在り方も考えておまして、車中避難した方々の把握、そういったものに努める意味で、体育館なりを避難所として開設する考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(吉岡伸二郎君) 鈴木晴子君。

○3番(鈴木晴子君) それでは、次の、(2)地区防災計画のほうに行きたいと思えます。

この地区防災計画は、地区防災計画学会の会長の室崎氏がおっしゃっておりますけれども、今までの自主防災計画と地区防災計画の違いという部分をおっしゃっておりまして、この地区防災

計画を策定すると公的な計画として、行政が認めるということ、公的な計画として認めるということが大事な部分であるというふうに言っております。行政の力が及ばないところを補完する計画となりまして、災害の際には本当に力になるものであると思います。今コロナ禍の中で、すぐにこの地区防災計画を策定するというのは大分難しいものであるというふうにも思っております、やはり自主防災活動の組織の皆様が行動するのに対して、町としてこのコロナ禍の中でのこのように町は動くので、自主防災組織の皆様はこのように動いていただきたいというようなガイドライン的なものを皆様にお示しすることが大事ではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 答えいたします。

地区防災計画、議員御指摘のとおり、地域に根差した様々な特性、そういったものを捉えた計画ということで、大変重要な計画ではないかというふうに捉えております。

そんな中で、利府町内、各行政区に自主防災組織が組織されておまして、その中で自主防災組織の行動マニュアル的なものを作成してございます。それが地区防災計画に当たるかという、なかなかそこまでは行かない部分もございますが、行政区によっては、仙台市も既に地区防災計画を作成しているところと情報交換をしたりして、よりよいものに、防災マニュアルを改定しているというようなこともやっております。そういった際には町のほうでも助言なりを加えて行っているところでございます。

あとガイドラインということでお話がありましたが、平成26年に内閣府で作成のガイドライン、これを作成しておりますので、そういったものが活用できるのかなというふうには考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今の時点で、コロナ禍の中で、感染症対策の中でどのような対応をしているかなければ、自主防災組織の皆様がしていかなければいけないのか、その部分に対してもやはりガイドラインまではいなくても、しっかりと町としての体制を示して行って、我々が行きます、ここからはお願いしますというふうな部分を示していくべきではないかというふうに思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 答えいたします。

コロナ禍における避難所の運営、当然町だけではできませんので、自主防災組織とも共助、こ

ういったものも大切になってまいります。そういった意味でも……実は今度地区住民の皆様並びに防災リーダー、学校の防災主任等々を交えた避難所運営訓練、これを開催したいということで、今現在、準備をしているところでございます。それで、自主防の皆様にも、コロナ禍における避難所の在り方というのはこういうふうにしなくちゃならないんだなというのも実践で示していければというふう考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 自主防災組織の皆様、かなり感染症対策では苦勞しているようですので、しっかりと町としての姿勢を示していただきたいと思います。

県のほうで、この地区防災計画を策定するに当たって、地域実践アドバイザー派遣事業というものを、この地区防災計画をつくるためのアドバイザーではありませんけれども、実際、この事業を活用して自主防災組織の皆様が地区防災計画をつくったところも地域としてはあるということでした。昨年からはスタートした事業のようでございますが、ぜひこの事業を自主防災組織の皆様にお知らせをして、策定を県のアドバイザーを使って策定していくということもしっかりと周知していくことが大事ではないかというふうに思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

確かに宮城県のほうで、地域実践アドバイザー派遣事業ということで取組のほうを始めております。そういったものについても防災指導員、県のほうで指定しておりますけれども、防災指導員と自主防災組織の長が連名で申し込みをかけてアドバイザーを派遣してもらおうといった内容でございますので、こういうのも機会を捉えて周知していければと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、（3）の防災無線のほうに行きます。

ちょっと通告で戸別無線機を導入してはというふうな表現をしてしまって、ちょっと分かりにくくて、実際もう戸別無線機を町が導入していることは私も線路の近くの方だったりとか、耳の聞こえない方にそんなふうな対応をしているのは知っていたところで、すみません。聞こえない方に対しての戸別無線機の配布というふうな部分で、国もやはり大分力を入れて取り組んでいるところで、今検討しているということでしたが、こちらは特別交付税の措置もできるというふうになっているので、早急な検討が必要ではないかと思いますが、どの程度進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

以前から防災無線のほうの放送内容が分かりにくい、聞こえづらいといった声が寄せられていることもありまして、町のほうでは戸別受信機、戸別受信機に限らず、どういったやり方がいいのかなということで、いろいろな手法を実は検討してございます。その中の一つに、今年度消防庁のほうで戸別受信機を無償貸付けしますといった制度も示されておりましたので、数が限られているものですから、全国的にも町内でも利府町内の場合、町長答弁しました187台戸別受信機設置しているということで、1万3,000世帯のうちの187ということで、限られた場所にしか設置していないというのが現状でございます。なかなか1台導入するにも結構な費用がかかりますので、そのために消防庁の無償貸付けとか利用できないかということで、いろいろな手法について実は調査、検討しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） これは結構聞こえないというふうな声を聞くので、難しいのかなと思うんですけども、これは聞こえない方の調査も必要なのではないかと思います、最後にそちらをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

聞こえないという声が多いということで、実は調査はしておりませんが、できるだけ把握には努めたいと思いますが、先ほど聞こえない方のための対応ということで、戸別受信機以外にもということで話しておりますが、毎回ぐらいいちがいますね。避難判定フローの際にも、議員からLINEを通じたSNSの活用というのはどうかということもございましたので、そういった部分でも情報の発信ができないかということも検討しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） SNSのほうも私も思うんですけども、高齢者の方はSNS、スマホを触ることもできない方がやっぱりいらっしゃる、やはり聞こえないとおっしゃっているのは高齢者の方が多いという部分では、やはり高齢者の方々に対しての対策としても考えていただきたいと思いますので、SNSと一緒に高齢者の部分も考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、3番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時30分とします。

午後3時18分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 皆様方にお知らせいたします。

ただいま先ほど鈴木晴子議員の一般質問の件につきまして、調査する件がありましたので、時間を取らせていただきました。大変失礼しました。

では、会議を開きます。

12番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔12番 高久時男君 登壇〕

○12番（高久時男君） 皆さん、お疲れでございます。12番、高久時男でございます。

もう午後3人目となるとね、結構皆さんお疲れでしょう。特に生活安全課長、質問が集中していますからね、大変だと思いますけれども。私、満足いく回答が得られれば、すぐにでもやめますから。よろしく願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

今回、土砂災害という形での質問を出させていただきました。災害、自然災害、いろいろなものがあるんですけれども、今回特に土砂災害と絞らせていただいたのは、今年に入りいきなり表面化した問題があったからです。

では、質問に入ります。

土砂災害特別警戒区域について。

土砂災害防止法に基づき県は基礎調査を実施し、土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。そこで、指定区域に対する町の対応を伺います。

（1）今回の指定を町が承認した場合、土砂災害特別警戒区域は何か所になるのでしょうか。

（2）土砂災害を防止する具体的な対策、計画はあるのでしょうか。

（3）土砂災害特別警戒区域の指定解除に向け、取り組む考えはあるのでしょうか。

大きな2番です。高齢者の居場所づくり支援事業について。

平成29年度からスタートしました高齢者の居場所づくり支援事業について、利用者から「使い勝手が悪い」「報告の義務など面倒である」等の意見が出ており、制度の見直しが必要だと思います。

そこで、次の点について伺います。

（1）平成30年度の利用団体数・利用人数・補助金はどうなっていますか。

(2) 制度の改正を考えてはいませんか。

(3) 現状は、老人会や町内会への補助事業のみであります。町が事業の主体となるべきではないでしょうか。

以上、よろしく御回答をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、土砂災害特別警戒区域について、2、高齢者の居場所づくり支援事業について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 高久時男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の土砂災害特別警戒区域についてお答え申し上げます。

まず、(1)の土砂災害特別警戒区域の箇所数についてでございますが、これまでに指定された箇所に今回の指定予定箇所を含めると、警戒区域のイエローゾーンが117か所、特別警戒区域のレッドゾーンが103か所となります。

次に、(2)の土砂災害を防止する具体的な対策、計画についてでございますが、町として特に計画については策定しておりませんが、町管理の道路、のり面や、緑地については大雨時のパトロール強化を徹底するとともに、定期的に排水機能の点検、倒木等の危険物の撤去を行うなど、土砂災害の未然防止に努めているところであります。

次に、(3)の土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けた取組についてでございますが、区域指定を解除するためには、土砂災害防止法の指定基準に至らない形状への変更、または強固な構造物を設置するなどの対策工事が必要であり、その工事には莫大な経費を要するものと考えています。このようなことから、町単独で対処できるものではなく、国、県に対し、新たな補助金などの創設を強く要望するとともに、区域の指定を行っている宮城県と協議してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の高齢者の居場所づくり支援事業についてお答え申し上げます。

まず(1)の平成30年度の利用団体数・利用人数・補助金についてでございますが、本事業は、地域の集会所などで65歳以上の方々の交流や介護予防活動を行っていただいている団体に対して補助金を交付するものであります。

平成30年度の実績といたしましては、利用団体数は6団体、利用延べ人数が2,236人であり、補助金合計が20万4,900円となっております。

次に、(2)の制度の改正についてでございますが、本事業は平成29年度に事業を開始して以来3年が経過しておりますが、事業の認知度や利用者数の向上を図るため、申請時の事務量

軽減や補助金額の増額、補助対象要件を緩和するなどの現状に応じた改正を行い、多くの団体が利用しやすい環境整備を進めているところであります。

最後に、(3)の町が事業の主体となるべきではないかについてでございますが、高齢者の居場所づくり支援事業は、地域介護予防活動支援事業に位置づけられており、町の関わりにつきましては国の指針において、地域における住民主体の介護予防活動に対し、育成、支援を行うこととされております。このようなことから、町が事業主体となることは考えておりませんが、事業の啓発や周知などの側面からのサポート的役割を担ってまいりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○12番（高久時男君） 警戒区域、イエローゾーンが117か所、特別警戒区域レッドゾーンが103か所あるということです。この間、電話で担当課のほうに何か所ぐらいあるのって聞いたんですね。そのときは急傾斜特別警戒区域が58か所、土石流特別警戒区域が17か所で、計75か所だったんですけれども、10日ぐらいのタイムラグなんですけれども、その間にこの103か所という28か所ぐらい増えているんですけれども、それは何かあったんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

今回の高久議員からの御質問を受けて、改めて指定箇所の方の拾い直しを行ったところ、この数字、今回お示した数字となっております。この中には、1か所で2つに分かれて指定されているところとか、そういった部分も含まれておりますので、箇所数としては増えたものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 根本的な原因、根本的な問題として、指定される箇所の箇所数、それが1週間や2週間でもう1回見直して、数値が変わるとするのは、ちょっとやっぱり当局としては怠慢じゃないかなと思っております。結構この件に関しては、2月20日に住民を交えた説明会、そういったものもあったし、結構指定されようとしている地域の住民にとっては非常に重大な問題です。やっぱりしっかりと調査をした上で、どういうふうに対処していくかというのが今回の質問の要旨なので、その辺はしっかりやってもらいたいと思っております。

これは取りあえず私の質問は指定を承認した場合という形で質問をしております。というのは、取りあえず県が基礎調査を行って、これを市町村に落とします。市町村はそれを了承するかしないかというような問題が絡んでいますけれども、このイエローゾーンは置いておいて、

レッドゾーンに関して、この103か所を承認するかしないかというのはどういうふうな判断を今されているでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答え申し上げます。

103か所レッドゾーンのほう、これまでに指定された箇所と令和元年度で県のほうで調査終わりました、指定予定となっている箇所を含めての数字でございまして、土砂災害防止法においては、宮城県のほうが区域の指定をするわけでございますけれども、指定に際しては、市町村長の意見を聞くという形を取ってございます。そのために県から意見照会という形で町のほうに照会が来ております。承認するしないという回答ではなくて、意見についてどうですかということになりますので、それに対して現在、実は議員も御承知だとは思いますが、地区住民説明会も求められておりますので、それをした後で回答のほうをしたいということで県に対しては保留した状態にしております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということは、住民説明会、コロナのこの影響下でなかなか開けない状況だと思うんですけれども、それを行った上で、最終的には同意をするという運びになると思います。その日程のほうははっきりしませんけれども、実際、この区域指定に反対しても無理なんですね、実際。要するに同意を必要としないということになっていますから、住民や基礎自治体が反対してもどっちみち指定はされるということです。

指定されてしまった後について、住民団体のほうは、要は指定されるのはしょうがないだろうと、いずれ。ただ、指定解除に向けて取り組んでもらいたいというような形の要望が出ております。それに対して、実際回答文を見ますと、特に計画は策定していないということですが、現状、今まで何もしていなかった斜面の側溝であるとか、倒木であるとか、そういったものをきれいにして、水はけをよくする。あとはパトロールを重視するということなんですけれども、それだけではなかなか土砂災害を防止するという観点においてはそれでは足りないんじゃないかなと思いますけれども、具体的には何らかの対策、工事的なものは必要になってくるんじゃないかなと思っています。この件に関して、当局ではまだ具体的な方法は見つかっていないみたいな形なんですけれども、将来的には、どういうふうな、例えば今現在、要するに補助金もこれに対してはないということなんだけれども、要望していくということなんですけれども、町独自にやっていくという姿勢は持っていませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

町長、答弁しておりますが、対策工事等々を行うには、やはり膨大な費用がかかるものと考えております。そのため、町単独で行うにはかなり厳しいものがございますので、補助金の創出等について要望していくという回答をさせていただいております。

なお、この指定箇所、レッドゾーンとかに入る箇所でございますが、主に団地開発等で造成されたのり面等も含まれております。そういった部分で、技術的基準でいくと、開発行為の技術基準で整備したのり面等が含まれるという状況でございますので、必ずしも崩れないとは言いきれないんですけども、やはりその辺は安全基準に基づいて造った部分もございますので、維持管理について徹底してまいりたいというふうな回答とさせていただいております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 実は、今年の台風19号、これで大分土砂災害、山が崩れたんですね、結構大雨で。ある団地で、本当に住宅のすぐ脇ののり面が崩れて、復旧工事を町のほうで行っております。あれに関しては、その費用というのは、災害復旧か何かでの国、県からの補助とかあったんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

今高久議員がおっしゃった場所については青山なのかなというふうにちょっと理解しますが、そこの部分ののり面の復旧につきましては、国の災害復旧の補助ということで対応しております。災害査定を受けて国の補助を受けての復旧という状況になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） わかりました。要は崩れたら作業に入る。でも、崩れる前の崩れる可能性のある箇所についてはなかなか補助金もない状況の中で手をつけられない。確かに町の財政だけでは結構大変だというのは私も理解しています。ただ、何か所か住宅や、人命に関わるような箇所があるわけです。やっぱりその辺は計画的なものはある程度今から詰めていって、一気にではできませんけれどもね、毎年度何か所かずつやっていくんだぐらいのものをやっぱり計画立てていく必要があると思うんですけども、その辺の考えはないですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

その辺につきましては、事業課等々も相談しながら考えを整理していければというふうに考

えております。なかなかやはり財源的な部分もございますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 要は土砂災害防止法というものを国が平成13年に制定しているわけです。

それに基づいて県が基礎調査を行っているということなんですけれども、平成13年施行で、毎年毎年ちょこちょこっと改定はしているんですけれども、土砂災害防止法という銘は打っていますけれども、これ中身を見ると、単なる周知法なんです。要するに危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等という、ソフト対策だけが書いてある法律です。ですから、防止法といっても防止法になっていないんですね、実際は。あくまでも周知法のレベルです。ですから、この辺に関しては、やっぱりもう少し国に対してしっかりと訴えていって、ちゃんと補助金とか、そういったものはしっかり取れるように、当局には頑張ってくださいなと思っております。

あとじゃあ3番目に行きますけれども、この指定解除に向けた取組についてということを出しております。あくまでも今問題になっているのは、私の地元でありますしらかし台なんですけれども、もう住民の会ができちゃっていますからね、何しろ。あくまでも住民の要望は、指定の解除を目的としております。というのは、この防止法の内容ですけれども、不動産を売買するときにはこのレッドゾーンに関しては販売相手に対して周知をしなくてはいけない、通知をしなくてはいけないということですから、当然不動産価格が下がります。ですから、不動産価格が下がるということに対しての抵抗感というのが結構高いものがありまして、それはそうですね、住宅買うというのは恐らく一生に一度の普通の人はずよ、一度の一番大きな買い物です。それが買った後にそこは危険地帯だから、お宅の住宅はほぼ価値ゼロみたいなことを言われたら、それは黙っていませんから。やっぱりその辺に関して、住宅、その解除に向けて何か取組的なもの、いま現段階ではあくまでもハード的な工事を行って、土砂災害が起きないものに変えていくということなんでしょうけれども、それ以外で、あれから半年たっているわけですよ。説明会のときも住民側で要するに宮城県は非常に遅いんですね、これ、もう20年前の法律です。この東日本大震災の被災3県に関しては、要は災害復旧が優先されましたから、要するに土木事務所も忙しいでしょうし、やっと今になって動いてきた。今になって分かってきたという、そういう状況なんです。

日本全国に解除の例があります。その辺は住民のほうも調べていて、いろいろどこでっていう説明を受けたと思いますけれども、当局自らそういったものを調べた事例とか何か把握して

いるものはありますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、2月20日に住民からの要望書をしらかし台地区から町のほうへ提出を受けております。その中で指定解除に向けた取組ということで、他県の事例等々を紹介もいただいております。それを踏まえまして、町のほうでも住民説明会の開催に向けていろいろ準備を進める中で、全国の実例、これを拾っております。やはりその中では形状の変更、そういったものが大きな理由ということで捉えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） やっぱりね、要するにある程度の工事的なものが必要になってくるのかなと思いますよね。いずれにしても、先ほどの繰り返しますけれども、住民の最終的な要望は解除ですから、指定の解除。ですから、町のほうとしても全部で103か所あるでしょうけれども、この中であまり一般住宅に被害が及ばないような地域とかは申し訳ないけれども、後に回してもらって、やっぱり一番住宅とか、あとは人命に関わるようなところを優先して毎年少しずつでもいいからやっていかないと、なかなか住民は納得しないんじゃないかなと思っております。これは強く国に対して要望してもらいたいなと思っております。そもそも国がまいた種ですから、これ。この法律をつくったのは。中央官庁でしょうけれども、単純に、確かにいろいろな豪雨があって、土砂災害が全国的に起きていて、何もしないんだったら、一体国交省は何をやっているんだと言われそうだから、ある程度法律だけつくった。法律をつくったけれども、それに対する本来は生命と財産を守らなくちゃいけないのに、とりあえず避難を誘導するための周知だけを優先した法律になっている。これはしっかりとそこを突いて、補助金なり、ある程度一定基準のところに行くまでは、強く要望し続けてほしいなと思っております。それについて町長、見解ありますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

私も高久議員と同じ選挙区内と言ったらいいんでしょうか、地元中の地元でございますので、いろいろとお話は聞かせていただいております。決して言い訳するわけではないんですけども、このコロナが起こって2月に第1回目の要望のヒアリングをさせていただいてから、県との住民説明会を開くということがまだ実現できていないというのがまずは第一歩としてやらなければならないことかなと思っているというのがまず第1点と。もう高久議員、おっしゃると

おりだと思います。これは国がまいた種でございますので、私たちが国に対してできることは、しっかりと要望をまとめて、それを国に、または県なりにしっかりと要望書を提出して行って実現に向けて前向きに動いていくということでございますので、まずは県との住民説明会、これをしっかりと開催するという事に尽きるのかなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 説明会は県の担当者が来て説明を行うと思うんですけども、以前、町長が2月20日に答弁されている内容を聞くと、出前講座を行っているというようなことなので、出前講座にちょっとプラスした内容の講座になるのかなと思っております。住民は、何でという気持ちもあるんですね。何で指定されるんだと。というのは、先ほど課長のほうから話ありましたけれども、うちの団地とか、あの辺の周辺団地、大体約30年から35年ぐらい前に団地の造成を行っております。そのときは、きっと基準に合致していたんですよ。そのときは基準に合致していて、造成していて、何で今という、平成13年に法律施行ですから、新たな基準ということなんでしょうけれども、やっぱり安心してついの住家として手に入れた住宅が年数が過ぎてみたら、もうお宅の土地は危ないからちょっと評価額が下がりますよみたいな話をされたんじゃないかこれはちょっとやっていけないなと思っております。その辺しっかり対処していただきたいなと思ってます。

それで、今ちょっと思ったんですけども、そのときに、町長、住民からの要望ということで3項目出ていましたよね。1番、2番に関してはいいんですけども、3つ目に、指定後の資産価値定価に伴う固定資産税の減額の見直しをしてほしいという要望があったと思います。そのときに、特別警戒区域、レッドゾーンに指定された場合、宅地評価の土地及び市街化区域内の雑種地につきましては、地籍に対する区域の割合に応じ評価額の補正を実施しているところでありましてという回答を返しているんですよ。ちょっと文章を読んでも意味が分からないので、もう少し具体的に砕いた内容で説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

ただいまの土地評価の関係でございますが、固定資産税の評価のほうで土砂災害特別警戒区域のほうに入った場合、そのかかった敷地に対する割合に対してそれぞれ補正率が設定されてございます。割合が0.1から0.3未満であれば補正率が0.9、あと0.3から0.6未満であれば0.8、0.6以上であれば0.7という固定資産税のほうの評価の補正をかけた上で税率が算定されているという内容でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） すみません。ちょっとあんまり聞いてもよく分からない。要するに割合に対しての補正ということなんですけれども、割合が0.6の場合0.7の補正率になるという話ですけれども、これって、7割ということ、要するに0.7というのは、要するに全体の敷地を100とした場合、その6割までがそこに指定された場合、要するにその固定資産税の減免は7割行うということの理解でよろしいですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 税務課長。

○税務課長（折笠ゆき江君） 高久議員の御質問にお答えいたします。

割合のほうなんですけれども、ちょっと今細かい資料を持っておらないのであれなんですけれども、割合によって補正がかかるということで最終的に税額のほうに反映するという形になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 大変申し訳ありません。私のほうが資料を持っていますので、お答えいたします。

先ほど説明したとおり、評価額、例えば10%区域に指定されていれば、評価額100に対して0.9を乗ずるという形なので、1割減という形です。6割以上かかっている場合は、0.7を乗ずるので、3割の減という形になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 0.6以上はないんですか。要するに100%かかった場合。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） これ税の話なので、私が答えるのもあれなんですけれども、基準は0.6以上100までが一緒になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということは100%指定されても3割減免というところだね、要はね。分かりました。それで住民納得するかどうかという話なんだけれども。いずれにしてもこの件に関しては当局もいきなりこの1月に表面化した話であって、困惑していると思いますけれども、いずれにしても、やっぱり町としてももう本当に地元というか、住民と対する直接的な行政なんで、それに関してはやっぱり真摯に向かい合っていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。住民もそうですし、みんな降って湧いたようなね、何だこれというようなものですから、とにかく不安材料を少しでもそいでいくような形での施策なり何かをしっかりと考

えて進めていただきたいなと思っております。

それでは、2番、2つ目の高齢者の居場所づくりについてですね、これについては、もう随分私も議員になってから何回かこの支援事業がない段階で、高齢者の居場所づくりが重要じゃないかということで質問をさせていただきました。それで、平成29年度から取りあえずスタートしたということで、当初はたしか予算的には80万円ぐらいだったと思うんですね、この高齢者の居場所づくり事業。気持ちの中には80万円で何ができるかという気持ちはあったんですけども、取りあえず全然ゼロからのスタートということで、しばらく様子を見させてもらおうかなと思っていました。

ところが、我々議会として議会報告会ということでいろいろなところを回っています。今回は行政区長さんの懇談を行った上で、結構この話題が多かったんです。今、話の中では使い勝手が悪い、報告義務など面倒であるという意見というのを書いていましたけれども、それ以外に、高齢者の居場所づくりは参加人数も多く定着しているが、やればやるほど町内会の負担になる、考えてほしいという意見、あと高齢者の居場所づくり支援事業補助金の申請の簡素化や3時間の拘束、年間12回の壁など問題がある、行政区長の意見を取り入れた制度改革をということで出ております。やっぱりちょっと使いづらいということだと思います、一言で言えば。ある程度その使いづらいというのがこの平成30年度の決算における利用団体数、6団体、補助金合計額が20万4,900円というような結果に出ていると思います。当初予算は恐らく80万円だったから、平成29年度に始まったときには。

要は、我々も地域としてそういったことをやろうと思ったんだけど、内容を見たら面倒くさい、こんなだったら要らないやというそういうレベルですよ、単純に言うと。

だから、もう少し簡素化したものをつくってもらいたいんですけども、今現在考えている簡素化ですね、答弁においては多くの団体が利用しやすい環境整備を進めてまいるということを行っています。どういったことをお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

既に要綱の改正は3度ほど行っております。まず平成29年の6月に、今まで6日から11日間開催した場合は1万円掛ける12分の実施回数であったものを2万円の12分の実施回数に改めております。あと12日から25日に開催した場合、1万円だったものを2万円、26日から51日だったものは2万円から3万円に、あと年間52日以上開催した場合は3万円から5万円にまず引き上げを行っております。

2回目の要綱改正につきましては、令和2年の3月に新型コロナウイルスの関連なんですけれども、感染により開催困難となった場合でも準備等を既に行っている場合は開催したものとしてみなして交付をさせていただくということと、それから3回目なんですけど、今議員がおっしゃるように拘束時間というのが大分町内会長さんのほうからも御指摘がありましたので、1回当たりの活動時間が今まで3時間だったものを2時間に短縮させていただいております。そのほかに補助限度額も2,000円に年間の開所日数を乗じた経費で上限を5万円とさせていただいております。それから今まで備品につきましても、1回買い終わったらそこで終了だったんですが、年間の開所が4日以上で最初の申請から3年を経過した場合は再申請を可能としております。

それから、最後に講師謝金の項目がなかったんですが、それを追加しまして、7,000円または1万4,000円の交付をさせていただくということで今までも議員おっしゃっているように、いろいろ使い勝手のところについては御指摘をいただきましたので、改正をいたしまして、それを令和2年5月の広報誌のほうに上げさせていただきまして、あと老人クラブや町内会のほうにもお知らせをしまして、生活支援コーディネーターというのが各包括支援センターのほうにおりますので、その包括支援センターからの啓発用のチラシのほうに掲載させていただいて、制度の改正を御理解いただいているところでございますが、今後もまた制度改正をしたところですので、このコロナ禍でなかなか居場所づくりが地区では行われていない状況もありますので、また開催するようになりまして、またいろいろな問題点について解決をするような方策があるかどうか、町のほうで検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） いろいろお話しされましたけれども、なかなか頭に入りづらいものが結構多いなと思って聞いていました。結局、何時間から何時間までを幾ら幾らにしたとか、金額どうのこうのとか、そういう問題ではないような気がします。要は制度そのものがあっても、制度が利用しづらいということですよ、報告義務あったり、先ほど3時間から2時間というものもあるけれども、時間の拘束があったりとか、そういうものを最終的に報告書として提出するというような作業、これ自体が面倒くさいということだと思います。金額が高いとか低いとかではないと思うんですよ。

基本的に、私はあくまでも高齢者の居場所づくりというのが主眼ですから、高齢者がそこに集ってお茶でも飲んでおしゃべりすればいいような空間だけ与えればいいと思っている、単純に言う。それに対して何らかの報告義務とかどうのこうのというのが絡んできちゃうので、

なかなか考えているところも申請をなかなかしてこないというような状況ではないかと思えます。その辺のことを踏まえての見直しは考えていただけますかね。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

この高齢者の居場所づくりにつきましては、介護保険の事業の中の一環として国の指針に基づいて実施しているものでございます。補助金を差し上げるということで、ある程度の規制が出てしまうのは町としては仕方がないのかなと考えておるんですが、事務的な手続とか、そういう面に関しましては、書類をお持ちいただければ、町のほうで担当の者が申請とか、報告書の作成のお手伝いを今もさせていただいておりますし、あと生活支援コーディネーターのほうもお手伝いをさせていただける部分があると思いますので、そういう形で努力をしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 生活支援コーディネーター、これも必要ないね。要は集まる場所があればいいだけの話よ、そもそもの話は。介護保険に準じた制度とかというのも正直言ってこの高齢者の居場所づくりを行う上で、それほど重要なことではない。でも、そこからしかお金を出せないとかいうことでもないと思うし、あくまでも場所の提供ですから、主眼は。場所の提供をいかにも例えば例を出しますけれども、通常どここの場所がいつも9時から5時まで行っていると空いていて、勝手に自分たちが行って、お茶を持って行って飲んでる。談話できると。それだけいい。だから、そんな面倒というか、深く行政の手続上がどうのこうのとかなんじゃなくて、もう少しそういうふうな簡素な、例えば何か所か町内にそういう場所を確保して、申し訳ないけれども、職員の皆さん誰か車で回って、朝9時までに鍵を開けて、5時過ぎたら鍵を閉めて帰ってくるというような形でもいいと思っています。それについて、何ら備品等、そういったものを何も町が用意する必要はない。場所の提供だけで私はいいと思っています。だから、それについて、3番目に行くわけですけれども、町が事業の主体となるべきではないかということです。今のやり方だとあくまでも補助事業の延長であって、補助である以上ちゃんとした報告をもらわなくちゃいけないというのが前提にありますから、なかなか単純に言うとな、多少改正しても、結局は面倒くさい、使いづらいというのがついて回ってしまう。だから、回答には、町が事業主体となることは考えないがという答弁が書いていますけれども、ここは町が主体となるとかねいうことをやっぱり考えていかないと、使いやすい、高齢者が気軽に集まって、一定の時間を過ごすというような、そういったことはできないんじゃ

ないかと思っていますけれども、ちょっと町が主体という、すごくオーバーに聞こえるかもしれないですけれども、あくまでも町の老人福祉の延長、老人という怒られるな。高齢者福祉の延長という形でのものとして政策的に考えていけないですかね。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

非常に高久議員の御意見は理想的な形で、私もできればそういうスタイルになるといいのかなとも思うんですが、町の職員というのもある程度限られた人材ですので、行政区全部に入っていくというのはなかなかマンパワー的なところで不足するところがあると思います。ただ、先ほども生活支援コーディネーターは要らないというお話でしたけれども、それを支援していくのが支援コーディネーターの働きの一つだと思っておりますし、生活支援コーディネーターは毎回町のほうと高齢者福祉の担当者とも打合せ等、あと課題等を見つけながら活動している職員ですので、町と一緒に包括支援センターが稼働できるようになると、また違った居場所づくりができるのではないかと考えておりますので、御理解ください。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 包括支援センターを否定しているわけではないですよ。それはその中でやっていけばいい、ただ、あくまでも主眼は居場所づくりなんで、それと何も生活支援コーディネーター、そういったものを固める必要はないのかなという気はしますけれども、そういった意味で、新たな仕組みづくり、老人のまた言ってしまった、高齢者の居場所づくりについて、これから非常に求められてくると思っているんですよ。

以前は盛んに質問もしたんですけれども、要は私、農村部の出身ですから、田舎だと、みんな知っている家に行って、ばんばんお茶飲んでるんです、年寄り。それは昔から知り合いだから、何の抵抗もないですよ。今日はどここの家に行ってお茶飲もう、今日はどこどこへ行ってお茶飲もう、みんなだべっている年寄り、あっちに行った、こっちに行ったで。けれども、新興団地はそういうのがないんですよ。要するに集まる場所がないわけです。これが都市部だったら、きっと喫茶店とか、何かいろいろな場所があるんですよ、ちょっとしたお金出せば。でも、利府はちょっとその辺のまちづくりという点では、ちょっと偏っているんですね、住宅メインになり過ぎているようなところがあって、だから、それを行政がやってくださいなんていうと、何でもかんでも行政やれみたいな感じで言いづらいんだけど、でも、高齢者に引き籠もられるのが一番困るかなと思っています。認知症の問題とかってそこまではいきませんけれども、やっぱりある程度500や600メートル歩いてそこに行くことによって、お茶飲ん

で帰ってくるという、それだけでもいいのかと思っていますので、町長、この件に関してもうちょっと具体的な施策をつくっていただくようなことは考えていませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えします。

高久議員のライフワークと言ってもいいぐらいの高齢者の皆様に対する居場所づくり、そして本当に優しさがにじみ出ている施策をつくれという高久議員の本当に優しさが前面に出されている質問だなと思って聞かせていただいております。利府町はこれから高齢化一気に進んでいきます。そういった意味では危機感を共有させていただいているというところはもうそのとおりでございます。なので、ぜひ高久議員も加わっていただきまして、この制度づくりですよ、やっぱりネガティブリストというか、これとこれとこれはやらないでくれと、それで高久議員がおっしゃるように場所は貸すからと、恐らくこういうふうに制度づくりするときには、総論賛成だけれども、各論になるとみんな反対するということになると思いますので、いかにいい制度をともにつくっていくということだと思っておりますので、それこそ町と地域住民の皆さんとともに制度設計をさせていただければというふうに思っておりますので、ぜひアイデアを出していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） アイデアはどんどん出しましょう。そういうことでとにかく地域住民が今町長がおっしゃったように、利府町はあと十数年すれば高齢化率が全国6位とかになるというぐらいのそういう問題を含んだ一地方自治体です。でも、急激ですよ、きっと高齢化に進む利府町の今後、やっぱりこれに対してしっかり高齢者の福祉ばかりやっていてどうするんだとか言われそうだけれども、でも、一番基礎的なところ、要するに年寄りがどこも行くところがないなんていうことがないような、そういうようなまちづくりに向けてぜひとも話し合っ、しっかりと前向きに答えを出していきたいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、12番 高久時男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後4時28分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年9月2日

議 長

署名議員

署名議員